

民事再生法の概要

大阪学院大学名誉教授 細見利明

第1	民事再生の特色	2
第2	再生手続開始の申立て	6
第3	再生手続の機関	10
第4	再生債権, その他各種の債権	14
第5	全部の履行義務を負う者が数人ある場合等の再生手続参加	20
第6	別除権等	22
第7	相殺権	28
第8	否認権	33
第9	契約関係の処理	40
第10	再生計画案	46
第11	再生計画による再生債権の弁済	48
第12	再生計画の遂行	53
第13	小規模個人再生など	56
第14	住宅資金貸付債権の特則	58
第15	会社更生手続の概要	60

第1 民事再生の特色

1 私的整理と法的整理

倒産処理の方法としては、私的整理と法的整理があるが、民事再生は法的整理の一つである。

私的整理とは、裁判所が関与しない倒産処理方法であり、言わば集団的な示談交渉である。債権者の全員が、債務者が提案する債務の大幅免除、残債務の分割弁済を内容とする私的な再生計画案に賛成すれば私的整理は成立し、債務者の経済的な再生が可能になる。しかし、私的整理の効力が及ぶのは整理案に賛成する債権者に対してのみであり、整理案に反対する債権者には私的整理の効力が及ばない。反対する債権者を無視して私的整理による配当などを強行すれば、私的整理に反対する債権者は、私的整理による他の債権者への配当に対しては詐害行為取消権の行使や破産手続開始の申立てにより対抗することができる。

そこで、裁判所が関与し、全員が賛成しなくても整理が成立する法的整理の必要が生じる。

2 法的倒産処理の二つの方向

法的整理にも清算型と再建型という二つの方向があるが、民事再生は再建型の法的整理の方法である。再建型の整理方法の他に清算型の倒産処理方法があり、破産が代表的である。破産は債務者の財産全部を換価して得た金銭を債権者に公平に配当する制度である。ほかに、会社法の解散、特に裁判所が関与する特別清算を利用する方法もある（会社法471条以下）。

再建型の倒産処理方法としては民事再生と会社更生がある。いずれも計画を作成して再建する方法である。会社更生手続は株式会社のみを対象とするが（会社更生法17条1項）、再生手続はすべての法人及び個人（自然人のこと）に適用される（20条1項）。したがって、学校法人や医療法人のように株式会社ではない法人が再建型手続を選ぶときは、会社更生ではなく再生手続を選ぶしか方法がない。民事再生では、債権者の頭数の過半数及び議決権の2分の1以上の同意があれば、債務者や管財人が作成した再生計画案が可決され（172条の3）、さらに裁判所から認可決定がなされ、即時抗告期間が経過すればその決定が確定し、再生計画は反対債権者にも効力が及ぶようになる（177条1項）。ここに言う再生計画とは、新規事業の開発や現在の事業の縮小変更などの事業計画を言うのではなく、債務の減免と残余債務の弁済計画である。ほとんどの場合、再生債権について95%程度の債務の免除を受け、残りの5%程度を分割弁済するという内容である。

再生手続と会社更生手続のもう一つの大きな違いは担保権の取り扱いにある。再生手続においては担保権は別除権とされ（53条1項）、再生手続外の権利として再生手続に関係なく権利行使できるが、会社更生手続においては担保権は手続内の権利としての

更生担保権になり（会社更生法132条2項）、個別の権利行使が禁じられる。そして、更生担保権の被担保債権については更生計画において弁済計画が立てられる。会社更生手続においては金融機関などの担保権者をも手続内に取り込み、個別の権利行使を封じることができるが、再生手続ではそうはいかない。再生手続では担保権者を拘束できないから、任意の示談交渉によって示談（別除権協定）をして解決する方法がとられる。

3 再生債権の個別弁済の禁止

（再生債権の弁済の禁止）

第85条 再生債権については、再生手続開始後は、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることができない。

2 再生債務者を主要な取引先とする中小企業者が、その有する再生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障を来すおそれがあるときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

3 略

4 略

5 少額の再生債権を早期に弁済することにより再生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

6 略

再生手続は、再生計画により、再生債権を大幅に減額・免除し、残額を分割弁済することにより債務者を債務の重圧から救済して経済的に再生させる制度である。したがって、再生債権の個別の権利行使や弁済の受領を当事者の自由に放任したのでは再生目的が達成できない。そこで再生手続開始後は、再生計画の定めるところによらなければ、再生債務者から計画外の弁済をすることはできないし、再生債権者が計画外の弁済を受けることもできず、その他再生債権者も再生債務者も再生債権を消滅させる行為をすることができない（85条）。ただし、再生債権を消滅させる行為の中で、再生債権者が再生債権を免除することはできる（^_^）。なお、再生手続開始決定後はもちろん、その前でも保全処分がなされれば再生債権の個別行使が禁じられる。

4 再生債権の個別弁済が許される例外

再生債権者が再生手続開始後に再生債務者から再生計画によらずに任意に優先的に弁済を受けられる例外の場合がある。

1) 中小企業の連鎖倒産防止のための優先弁済（85条2項）

メーカー（再生債務者）に機械部品を専属的に納入している業者のように、再生債務者を主要な取引先とする中小企業者が再生債権（売掛金）の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障を来すおそれがあるときは、裁判所は、再生計画認可決定が確定

する前でも、再生債務者等の申立てにより又は職権で、全部又は一部の弁済を許可することができる。連鎖倒産防止のための例外的な措置である。

2) 小口債権の整理のための優先弁済（85条5項）

少額の再生債権を早期に弁済することにより再生手続を円滑に進行させることができるとき、又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、弁済を許可することができる。

5 訴訟手続の中断

再生手続開始決定があったときは、再生債権の個別の権利行使は禁じられるから、再生債権に関する訴訟手続、例えば再生債権者が再生債務者に対して提起していた貸金請求訴訟は中断する（40条1項）。この場合に、再生債権者（原告）は訴訟はひとまずおいて、再生債権を再生裁判所に届け出て再生計画による弁済を待つべきである。なお、再生手続開始の申立てがあっただけでは訴訟手続は中断しないが、利害関係人の申立てや職権により裁判所が中止命令を発令すれば中止になる（26条1項3号）。そして、再生裁判所に届けられた再生債権が再生債務者等から異議なく確定すれば、それを知った受訴裁判所は中断していた訴訟を、訴訟終了宣言により終了させる。

6 再生手続の優先と再生債権の強制執行等の禁止・中止

再生手続開始決定があったときは、新たに、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始の各申立て、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等、再生債権に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、既になされていた破産手続、再生債務者の財産に対して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続、再生債権に基づく財産開示手続は中止し、会社法による特別清算手続はその効力を失う（39条1項）。

なお、再生債権を被担保債権とする抵当権や根抵当権などの担保権は、再生手続によらないで行使できる「別除権」であるから、これらの権利の実行は妨げられないが（53条2項）、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないときは、裁判所は相当期間に限り担保権の実行手続の中止を命じることができる（31条）。

また、会社更生手続は再生手続よりさらに他の手続に優先し、会社更生手続開始の申立てがあれば、会社更生手続の申立てを審理する裁判所は、他の裁判所において既に進行している再生手続の中止を命じることができる（会社更生法24条1項）。例えば金沢地裁で行われている民事再生手続を、会社更生手続開始の申立てを受け付けた大阪地裁が中止することができる。さらに、会社更生手続開始決定があれば再生手続は当然に効力を失う（会社更生法50条1項）。

7 債務者の事業・営業の全部又は重要な一部を譲渡する民事再生

再生手続は再建型の倒産処理手続であり、法人格、事業を存続させることを前提とし

ているが、例外として、事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡してしまい、その譲渡代金でもって再生債権を弁済することも認められている。その場合には、本来は、事業の譲渡に関する株主総会の決議(出席株主の3分の2の特別決議が必要)をしなければならないが、株主総会の決議を経なくても、裁判所の許可があれば事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡することが認められている(43条)。

8 一般の先取特権により担保される債権の扱い

一般の先取特権とは、民法306条各号に掲げられている先取特権であり、債務者の総財産が清算される破産手続において優先的に扱われる権利であり、給料債権が代表的なものである。民事再生では、一般先取特権の被担保債権は「一般優先債権」になるが(122条1項)、共益費用の一般先取特権のみは「共益債権」になる。しかし、その区別の実益はなく、共益債権も一般優先債権も再生手続外の権利とされ、再生計画における債務の減免の対象にならず、再生手続によらずに再生債務者等から随時に弁済される(2項)。

これは、破産における扱いと異なる。破産手続においては、一般の先取特権によって担保される債権は、そのうち共益費用や未払給料の3か月分などが財団債権になり随時に弁済されるが(破産法148条、149条)、その他は優先的破産債権になる(破産法98条)。優先的破産債権は、破産配当として一般破産債権に優先して配当されるけれども随時に弁済されることはない。

9 優先権のある租税債権の扱い

租税債権も一般の債権に比べて優先権がある債権であるから、一般優先債権とされ、再生手続によらずに随時に弁済される。すなわち、租税債務は、民事再生手続きによっても納付義務を免れることができない。

10 再生債務者の免責

再生計画認可決定が確定したときは、再生債務者は、再生計画の定め又は民事再生法の規定によって認められた権利を除きすべての再生債権についてその責任を免れる(178条)。例えば、再生計画で、再生債権の95%が免除され、残りの5%が弁済されることになっておれば、再生債務者は95%の債務について責任を免れる。

11 再生債権者表の効力

再生計画認可決定が確定すれば、裁判所書記官は、再生計画の条項を再生債権者表に記載しなければならない(180条1項)。こうして、再生債権者表に記載された再生債権は、再生債務者、再生債権者及び「再生のために債務を負担し、又は担保を提供する者」(これは、再生計画上の保証人、担保提供者のことである。)に対して、確定判決と同一の効力を有する(2項)。ただし、小規模個人再生と給与所得者等再生の場合には確定判決と同一の効力がない(238条、245条)。

第2 再生手続開始の申立て

(再生手続開始の申立て)

第21条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

2 前項前段に規定する場合には、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

1 申立て権者

原則として、他人に対する債務を負担している債務者が民事再生手続開始の申立権者であるが(21条1項)、債権者も申立てできる場合がある(2項)。また、会社の取締役や法人の理事も、会社に対する民事再生手続開始の申立てができる(22条)。これは、株式会社において、取締役などの役員の一部が所在不明のため、取締役会の決議により会社自身からする民事再生手続開始の申立てができない場合に、民事再生手続開始を求めたい個人が取締役が会社の民事再生手続開始を申し立てできるという趣旨である。ただし、申立てに当たり裁判所が求める予納金は、民事再生を申し立てる取締役等が自ら負担しなければならないのが辛いところである。

2 再生手続開始原因

裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、債務者に再生手続開始原因があると認めるときは再生手続開始決定をし、原因があると認めないときは申立てを棄却する。決定に当たり裁判所が判断基準とすべき再生手続開始原因は、次の二つである(21条1項)。

①債務者に破産原因となる事実の生ずるおそれがあること。

破産原因とは、一般的には支払不能であるが、物的会社の場合は支払不能と債務超過である。これらの事実の生じるおそれがあるときが再生手続の開始原因である。この原因があるときは、債務者のみならず債権者の申立てによっても再生手続が開始されるとされているが、自主的な再生を特色とする民事再生において債権者の申立てによる再生が円満に進行するかどうかは疑問である。

なお、破産手続開始原因が「生ずるおそれ」からさらに進んで破産原因が既に発生してしまっている場合でも民事再生が認められるかについては、後述のように、26条が、「既に開始されている破産手続の中止」を再生手続開始の申立てを受け付けた裁判所が命じることを認めていることからして、「おそれがある」という21条の文言には反するが認められるという結論になる。

②債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないこと。

債務を弁済することはできるから支払不能ではないが、弁済すると事業の継続に著しい支障を来す場合である。この原因については債務者のみが申立てできる。

3 申立て段階における強制執行等の中止命令

裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すでに進行している次の手続の中止を命ずることができる（26条1項）。

- ①すでに進行している破産手続又は特別清算手続の中止
- ②すでに進行している債務者の財産に対する強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は再生債権を被担保債権とする民事留置権による競売^{*1}の手続
- ③すでに進行している債務者の財産関係の訴訟手続
- ④すでに進行している債務者の財産関係の事件で行政庁に係属している手続

4 申立て段階における別除権の実行の中止命令

（担保権の実行手続の中止命令）

第31条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、第53条第1項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合には、競売申立人の意見を聴かなければならない。

3 以下略

抵当権や根抵当権などは別除権とされ、再生手続によらないで行使できる（53条1, 2項）。しかし、民事再生の申立を受け付けた裁判所は、一定の場合にはこれらの担保権の実行手続を中止させることができるとされている。すなわち、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、53条1項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる（31条1項）。無期限の中止を命じることはできない。再生債務者としてはこの中止期間中に、鋭意、担保権者と交渉して担保権者との間に別除権協定を成立させ、解決することが期待される。

5 包括的禁止命令

*1 民事・商事留置権による競売も認められる（民事執行法195条）。商事留置権は別除権になるからここでは中止できない（再生法53条1項）。

裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、26条1項の強制執行等の中止命令によっては再生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての再生債権者に対し、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等の禁止を命ずることができる(27条1項)。

特定の再生債権者の特定の強制執行等ではなく、すべての再生債権者のすべての強制執行等を包括的に禁止する命令であるから「包括的禁止命令」と呼ばれる。

包括的禁止命令が発せられると、強制執行という再生債権の消滅時効中断のための重要な手段が奪われることから(民法147条)、包括的禁止命令が発せられると消滅時効は進行せず、禁止命令が効力を失った日の翌日から2月を経過する日までの間は、消滅時効が完成しないとされている(27条7項)。

なお、再生手続開始後における再生債権の届出には消滅時効中断効がある(民法152条)。

6 弁済禁止の保全処分と手形交換

実務上、ほぼ例外なく申立ての当日に裁判所から弁済禁止の保全処分がなされる。弁済禁止の保全処分は、再生手続の開始を申し立てた債務者に対する裁判所の命令であり、保全処分発令日以前の原因に基づいて生じた債務の弁済を禁止することである。30条1項に根拠があり、同条の「再生債務者の財産に関する保全処分」の一つとして発せられる。

ただし、次のような債務は、通常、弁済禁止の対象から除外される。

- ①租税等
- ②給与等の労働債務
- ③公共料金債務
- ④通信費用
- ⑤事務所の備品のリース料
- ⑥10万円以下の債務も除外されている。

弁済禁止の保全処分は、債務者が約束手形を振り出している場合に手形交換所による不渡処分を回避できるメリットがある。すなわち、債務者が約束手形を振り出している場合に、当座預金が不足しておれば、本来は不渡りとなり6か月以内に二度の不渡りを出すと手形交換所から取引停止処分を受けるが、弁済禁止の保全処分があると、「裁判所の命令により手形を決済しないのだからこれは不渡りではない」との理由で取引停止処分を回避できるからである。支払銀行は、交換所から引き取ってきた手形の表面の余白に「民事再生手続開始の申立てに伴う保全処分中」との付箋をつけて交換所に手形を返却する。

裁判所から弁済禁止の保全処分が発令されているにもかかわらず、弁済等の債務を消

滅する行為がされた場合には、保全処分がされたことを知っていた再生債権者に対する関係で、保全処分違反行為＝弁済等は無効となる（30条6項。）。これに対し、再生債権者が、保全処分が発令されていたことを知らなかった場合には、弁済自体は有効である。ただし、再生債務者が保全処分に違反する行為をすれば、再生手続廃止原因となる（193条）。

7 監督委員による監督命令

（監督命令）

第54条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

3 以下略

監督委員は、多くの再生事件において、通常は申立て直後に裁判所から選任され、就任後は、裁判所の補助として、再生債務者の財産の管理処分権や業務遂行権の適正な行使を監督する（54条）。再生計画認可決定が確定した後も監督委員の任務は続き（186条2項）、再生計画の遂行を監督する任務がある（188条4項）。しかし、監督委員の任務は「監督」であって財産の管理処分や業務の遂行ではなく、いわゆる経営権はないから、監督委員が自ら主体となって再生債務者の財産を管理したり処分したり、再生債務者の業務を遂行したりすることはできない。すなわち、監督委員が選任されても財産の管理処分権や業務遂行権は従前どおり再生債務者にある。

8 保全管理人による管理命令

（保全管理命令）

第79条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債務者（法人である場合に限る。以下この節において同じ。）の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。この場合においては、第64条第3項の規定を準用する。

2 裁判所は、前項の処分（以下「保全管理命令」という。）をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

3 以下略

申立て段階においては監督委員の選任が原則であり、保全管理人の選任は例外的である。しかし、例外的に保全管理人が選任されることがある（79条）。

裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、法人である債務者に限り、

その財産の管理又は処分が失当であるとき、その他債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

保全管理命令が発せられたときは、債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は債務者から剥奪されて保全管理人に与えられる。ただし、保全管理人が債務者の常務を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない（81条）。

保全管理人の任務は、再生手続開始決定まで続き、あとは管財人に引き継がれる。

9 申立て段階における申立ての取下げ

再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始後はもはや取り下げできないが、開始決定前であれば、申立てを取下げることができる。しかし、既に強制執行等の中止命令、包括的禁止命令、弁済禁止の保全処分等がされているときは、申立ての取下げには裁判所の許可が必要である（32条）。

10 再生申立ての棄却事由

次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない（25条）。

- ①再生手続の費用の予納がないとき。
- ②裁判所に他の再生手続又は特別清算手続が係属し、その手続による方が債権者の一般の利益に適合するとき。
- ③再生計画案の作成若しくは可決の見込み又は再生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき。
- ④不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

第3 再生手続の機関

1 再生債務者の地位

（再生債務者の地位）

第38条 再生債務者は、再生手続が開始された後も、その業務を遂行し、又はその財産・・・を管理し、若しくは処分する権利を有する。

2 再生手続が開始された場合には、再生債務者は、債権者に対し、公平かつ誠実に、前項の権利を行使し、再生手続を進行する義務を負う。

3 前2項の規定は、第64条第1項の規定による処分（管財人による管理命令）がされた場合には、適用しない。

民事再生手続開始決定前に保全管理人が選任されたときや、開始決定後に管財人が選任されたときは、再生債務者は自己の財産の管理処分権や業務遂行権を失い、保全管理

人や管財人がこれを行行使する。

しかし、保全管理人も管財人も選任されず、監督委員が選任されるのみの通常の再生手続においては、再生手続開始決定前の申立て段階においてはもちろん、再生手続開始後も、再生債務者自身が自己の財産の管理処分権や業務遂行権を引き続き保有する（38条1項）。監督委員が選任されても監督委員が再生債務者の財産の管理処分権を取得するわけではなく、監督委員は監督が任務であるにすぎないから、再生債務者は自己の財産の管理処分権や業務遂行権をそのまま維持する。

2 監督委員

通常、監督委員は申立て直後に選任され、就任後は、裁判所の補助として、再生債務者の財産の管理処分権・業務遂行権の適正な行使を監督する。再生計画認可決定の確定によりその任務が終了するわけではなく、認可決定確定後も、再生手続終結決定がなされるまで監督委員の任務は続き、再生計画の遂行を監督する。

監督委員の監督は、裁判所が定めたところの「監督委員の同意を要する行為」について同意するか同意しないかを判断することを通じて行う（54条）。監督委員の同意を得ないでした再生債務者の行為の効力は無効である（54条4項）。

前述のとおり、監督委員が選任されても財産の管理処分権や業務遂行権は従前どおり再生債務者にあるから、監督委員が自ら主体となって財産を管理処分したり、業務を遂行したりすることはできない。

その他、監督委員の任務として特筆すべきものをあげると次のとおりである。

1) 再生手続を開始すべきか否か等に関する報告書の作成

監督委員は、申立てにかかる再生手続を開始すべきか否か、作成された再生計画は適正か否かを判断して裁判所に報告する任務がある。その場合に、監督委員は、報告書を作成するために補助者として公認会計士に依頼して会計士の報告書を自らの報告書に添付するのが普通である。

2) 否認権の行使

監督委員は、管財人が選任されていない再生事件において、特に裁判所から権限を付与されて否認権を行使することができる（56条）。

3) 再生手続開始前の借入金等を共益債権として扱うことを監督委員が承認すること

（開始前の借入金等）

第120条 再生債務者（保全管理人が選任されている場合を除く。以下この項及び第3項において同じ。）が、再生手続開始の申立て後再生手続開始前に、資金の借入れ、原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合には、裁判所は、その行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の許可をすることができる。

2 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。

- 3 再生債務者が第1項の許可又は前項の承認を得て第1項に規定する行為をしたときは、その行為によって生じた相手方の請求権は、共益債権とする。
- 4 保全管理人が再生債務者の業務及び財産に関し権限に基づいてした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、共益債権とする。

再生債務者の事業の経営であるが、保全管理人が選任されていない債務者にあつては債務者自身が資金繰りをする。ところが、経営上の必要のために債務者が申立後開始決定までの緊急融資として資金を借り入れる場合に、借り入れたことによる相手方の貸金債権が、「再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権」として、民事再生手続開始決定後は再生債権になり*1、再生計画により一部の配当に預かるだけの債権となってしまうとすれば、資金を融通する者はいない。そこで、120条1項は、事業継続上有益な借入れなどについて、債務者は裁判所の許可や監督委員の承認を得て貸金債権を共益債権とすることができることにして、融資を受けやすくすることとした(120条2項)。

なお、保全管理人の資金の借入れその他の行為によって生じた請求権は、当然に共益債権になるとされている(120条4項)。

3 管財人

(管理命令)

第64条 裁判所は、再生債務者(法人である場合に限る。以下この項において同じ。)の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続の開始の決定と同時に又はその決定後、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「管理命令」という。)をする場合には、当該管理命令において、一人又は数人の管財人を選任しなければならない。

3 以下略

裁判所は、再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分をすることがある。それは、法人である再生債務者に限り、再生債務者の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の再生のために特に必要があると認められるときに、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始決定と同時に決定される(64条)。

管財人による管理命令が発せられた場合には、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理処分をする権利は管財人に帰属し(66条)、再生債務者は自己の財産の管理処分

*1 再生債務者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債権又は一般優先債権であるものを除く。次項において同じ。)は、再生債権とする(84条)。

権や業務遂行権を失う。

4 「再生債務者等」の意義

民事再生法においてしばしば用いられる「再生債務者等」の「等」とは、単なるエトセトラの意味ではない。それは、管財人が選任されている場合にあっては管財人、管財人が選任されていない場合にあっては再生債務者自身のことである（2条2号）。

5 再生債務者の第三者性

所有不動産を売却した売主について再生手続が開始された場合において、買主が未だ所有権移転登記を受けていなかったときは、買主は、売買契約により取得した自己の所有権を主張して*1所有権移転登記を再生債務者等に請求できるだろうか。なお、売買代金も支払われておらず、「双方未履行の双務契約」に該当するときは、49条により処理され、別の局面となる。

1) 管財人が選任されている場合

この場合には、管財人に対して主張できるかという問題となる。結論としては、この場合、管財人は民法177条の「登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者」に該当するから所有権移転登記を経由していない買主は管財人に対して所有権を主張できない。

2) 監督委員が選任されているのみの場合

この場合には、監督委員は「監督」委員に過ぎず、再生債務者の財産の管理処分権がないから、監督委員は買主が所有権を主張する相手方にはならない。したがって、買主は、監督委員ではなく、売主である再生債務者に対して自己の所有権を主張できるかという形で問題となる。売買契約の直接の当事者間であるから民法177条の第三者に該当せず当然に所有権を主張できるかのように思えるがそうではない。再生債務者は再生手続開始後は人格が変貌して第三者性を具備し、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者となり、買主は再生債務者に対して所有権を主張できないとするのが通説である。

6 再生債務者の第三者性（その他）

1) 債権譲渡

再生手続開始前に、再生債務者がその有していた債権を第三者に譲渡していた場合に、債権の譲受人は債権譲渡の第三者対抗要件（民法467条2項）を具備していない限り、債権が自己に帰属することを再生債務者や管財人に対抗することができない（破産の場合につき、最高裁昭和58年3月22日第三小法廷判決（集民138号

*1 わが民法では、所有権は売買契約と同時に売主から買主に移転するとされている（民法176条）。

303頁・倒産判例百選第4版17))。

2) 借地権

借地権とは、「土地を借りる権利」ではなく、借地借家法2条で定義されているところの「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」である。再生債務者所有の土地を建物所有の目的で賃借していた借地人は、賃貸借の登記をしていたり、借地上の建物に自己所有名義の登記を有していない限り、自己の借地権を再生債務者等に対抗することができない（借地借家法10条）。

破産の場合につき、最高裁昭和48年2月16日第二小法廷判決（集民108号215頁・倒産判例百選第4版16）は、破産管財人は、破産者の代理人または一般承継人ではなく、破産債権者の利益のために独立の地位を与えられた破産財団の管理機関であるから、破産宣告前に破産者の設定した土地の賃借権に関しては、破産管財人は、建物保護ニ関スル法律一条にいわゆる第三者にあたるものと解すべきである旨を判示している。

3) 通謀虚偽表示

再生手続開始前に通謀虚偽表示でもって再生債務者に財産を移転していた者が、通謀虚偽表示であることを主張してその財産を再生債務者や管財人から取り戻そうとした時に、再生債務者等は民法94条2項の善意の第三者に該当すると主張して取戻しを拒み得るか。管財人については第三者に該当するとして拒否できると考えるべきであるが、再生債務者自身が民法94条2項の善意の第三者と言えるかどうか疑問がある。

4) 契約解除

再生手続開始前に締結された契約について、再生債務者の債務不履行を理由として、契約の相手方が再生手続開始後に契約を解除しても、解除の効果を再生債務者に主張できない（民法545条1項ただし書）。同条項は、「当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。」が、「ただし、第三者の権利を害することはできない。」と定められており、再生債務者は第三者に該当するからである。

5) 詐欺による意思表示

再生手続開始前に再生債務者に欺罔されて財産を再生債務者に移転した者は、詐欺による取消しを主張して再生債務者や管財人から財産を取り戻せるか。再生債務者は民法96条3項の善意の第三者だと主張して取戻しを拒み得るか。管財人については拒否できるが、再生債務者自身は民法96条3項の善意の第三者と言えるかどうか疑問がある。

第4 再生債権、その他各種の債権

1 再生債権

再生債務者を取り巻く債権のうち「再生債権」に該当する債権こそが再生計画の対象である。再生債権は、再生手続開始前に発生原因がある債権であり、強制執行が可能な財産上の債権である(84条1項)。再生債権は、再生計画の実行によって計画的弁済がなされる関係上、再生手続開始後は、再生債務者等による個別弁済が禁止されるとともに(85条1項)、再生債権者による個別の請求や強制執行が禁止される(39条1項)。

2 特殊な再生債権

1) 手続開始後の利息・損害金請求権

再生手続開始後の利息・損害金、再生手続参加費用の請求権も再生債権とされている(84条2項)。しかし、これらの再生債権には議決権がないし(87条2項)、これらの債権については他の再生債権より不利益に扱うことが許されている(155条)。そこで通例、これらの再生債権は再生計画において全額免除を受けるとされている。

しかし、別除権との関係では話は異なる。再生手続開始後の利息・損害金も別除権の被担保債権になっておれば、155条は適用されず、目的物に余力さえあれば別除権の行使によりこれらの債権を含めて配当を受けることができる。また、別除権協定を締結する際も、再生手続開始後の利息・損害金を弁済の対象から除外する必要はない。

2) 手続開始前の罰金等

再生手続開始前の罰金、科料^{*1}、刑事訴訟費用、追徴金又は過料(共益債権又は一般優先債権であるものを除く)も再生債権であるが(97条)、これらの債権については、その性質上、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができないと同時に(155条4項、178条)、これらの債権は、再生計画で定められた弁済期間が満了したあとにようやく弁済を受けられることにされている(181条3項)。

3) 約定劣後再生債権

約定劣後再生債権とは、再生債権者と再生債務者とが、再生手続開始前に、「将来、債務者が破産した場合には劣後的破産債権にさらに後れて破産配当を受ける」旨の合意をしておいた債権である(35条4項)。破産における劣後的破産債権は、一般破産債権が100%配当されてなお余りがある場合にのみ配当される債権であるから配当

*1 科料(かりょう、とがりょう)とは、1000円以上1万円未満を強制的に徴収する財産刑の一種である。日本の現行刑法における主刑で最も軽い刑罰であり、軽微な犯罪に対して科される。罰金と類似しているが、罰金は1万円以上である。

がないのが普通である。それにも後れる旨の合意がされたものが約定劣後破産債権である。そういう債権の債務者について民事再生手続開始決定がなされた場合において、約定劣後再生債権の届出がある時は、再生計画においては、約定劣後再生債権と通常の再生債権者との間において、劣後するという約定の趣旨を考慮して、再生計画においては公正な差を設けなければならないということである(155条2項)。

3 一般優先債権

(一般優先債権)

第122条 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権(共益債権であるものを除く。)は、一般優先債権とする。

2 一般優先債権は、再生手続によらないで、随時弁済する。

3 以下略

再生債務者に対する債権であっても、一般の先取特権がついている債権や一般の優先権がある租税債権は、貸金債権や売掛金債権、手形債権などと同列に扱うことはできない。このような優先権ある債権をどのように優先的に扱うかは民事再生法の制定に当たる立法政策の問題であるが、民事再生法は次の態度をとった。すなわち、このような一般の優先権ある債権は再生計画による債務減免の対象から除外し、再生計画に関係なしに、再生債務者等から随時任意に弁済されるべき債権とした。それが一般優先債権である(122条)。

給料債権には「一般の先取特権」という債務者の全財産に対する担保物権が付いているから(民法308条)、一般優先債権である。また、滞納している税金も、一般の優先権がある債権であるから(国税徴収法8条、地方税法14条)、一般優先債権である。

一般優先債権は、再生計画に関係なく本来の弁済期に随時に弁済される(122条2項)。また、再生債権ではないから債権者が個別の権利行使することも認められる^{*1}。

4 共益債権

(共益債権の取扱い)

第121条 共益債権は、再生手続によらないで、随時弁済する。

2 共益債権は、再生債権に先立って、弁済する。

3 以下略

*1 なお、破産手続においては、給料債権は3か月分が財団債権になり(破産法149条1項)、その他の部分は優先的破産債権になるが(破産法98条1項)、民事再生においては「優先的再生債権」という概念はなく、全部が一般優先債権になる(122条)。

共益債権は、債権に共益性があるとの観点から、再生計画の対象外とされ、再生手続によらないで随時弁済されることが法定された債権である。119条に共益債権となる基本的なものが掲げられている。

①再生債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

②再生手続開始後の再生債務者の業務，生活並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権

1) 事業者である再生債務者は、再生手続開始後の事業のために仕入れ代金債務を負担したり，給料債務を負担したりするが，これらの債務に対応する相手方の債権が共益債権になる。また，個人である再生債務者が生活のために負担する家賃，電気・ガス・水道代の債務に対応する相手方の債権が共益債権になる。

2) 個人である再生債務者が生活において利用していた自動車による交通事故を起こしたことにより被った損害賠償請求権も生活に関する費用の請求権として共益債権になると認めてよいだろう。

③再生計画の遂行に関する費用の請求権（再生手続終了後に生じたものを除く。）

④支払うべき費用，報酬及び報償金の請求権

⑤再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権

かくして，金融機関が再生手続開始前に事業のために貸し付けた貸付金は再生債権になるが（例外は120条），再生手続開始後に貸し付けた貸付金は当然に共益債権になる。

⑥事務管理又は不当利得により再生手続開始後に再生債務者に対して生じた請求権

⑦再生債務者のために支出すべきやむを得ない費用の請求権で，再生手続開始後に生じたもの（前各号に掲げるものを除く。）

⑧裁判所の許可を得た再生手続開始前の借入金等（120条）

再生手続開始前の借入金は本来は再生債権であるが，あらかじめ共益債権にすることについて裁判所の許可を得た場合には共益債権になる。これは，再生債務者が，再生手続開始の申立後にして再生手続開始前に，資金の借入れ，原材料の購入その他再生債務者の事業の継続に欠くことができない行為をする場合に，その行為によって生ずべき相手方の請求権を再生債権から共益債権に格上げする旨の許可を裁判所に求めるものであり，裁判所が許可した場合に貸し付けられた貸付金などが共益債権になる。なお，再生手続開始後の借入金は上記⑤に該当するから裁判所の許可がなくとも当然に共益債権である。

⑨双方未履行の双務契約において，再生債務者等が履行を選択した場合に相手方が有する請求権，解除が選択された場合における相手方が原状回復として請求する給付物が現存しない場合の価額の請求権（49条4項，5項）。

5 共益債権請求訴訟

自己の有する債権が再生債権か、それとも共益債権かは債権者に重大な影響を与える。

自己の有する債権が再生債権なら、再生計画により通常は9割以上がカットされ、支払を受けられるのはよくて1割程度である。これに対し、自己の有する債権が共益債権なら債務者に資力がある限り100%を請求して100%の支払を受けることができる。したがって、再生債権に比べて共益債権は債権者にとって圧倒的に有利である。

そういうわけであるから、自己の有する債権が共益債権であるなら再生債権の届出などしないで、再生債務者等に任意に全額の履行を求めることが必要である。弁済しなければ共益債権請求訴訟を提起することもできる。ところが、共益債権として再生債務者に支払を請求すればよいのに、そうしないで再生債権の届け出をし、再生債務者等から異議が出ず、再生計画が可決されて認可決定が確定した後になっては、もはや共益債権として行使することはできないとした最高裁の判例がある(最高裁平成25年11月21日第1小法廷判決・民集67巻8号1618頁)。

6 開始後債権

(開始後債権)

第123条 再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債権、一般優先債権又は再生債権であるものを除く。)は、開始後債権とする。

2 開始後債権は、再生手続が開始された時から再生計画で定められた弁済期間が満了する時(再生計画認可の決定が確定する前に再生手続が終了した場合にあっては再生手続が終了した時、その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあっては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時)までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。

3 開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え及び仮処分並びに財産開示手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納処分の例によってする処分についても、同様とする。

再生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権は、共益債権、一般優先債権又は再生債権であるものを除き、開始後債権になる(123条1項)。前記のとおり、再生債務者が再生手続開始後に負担する債務に対応する相手方の債権は、「再生債務者の業務、生活並びに財産の管理及び処分に関して再生債務者が負担した費用の請求権」として共益債権になり(119条2号)、「再生債務者財産に関し再生債務者等が再生手続開始後にした資金の借入れその他の行為によって生じた請求権」も共益債権になるが(同条5号)、これらの共益債権に該当しない債権が開始後債権である。再生債務者が再生手続開始後に生活に必要なとは言えない豪華な調度品を購入した場合に、相手方の債権が共益債権になるのか、開始後債権になるのかは議論が生じる。共益債権になれば

直ちに請求できるが、開始後債権になれば劣後的に扱われ、その弁済は後回しになり、再生計画で定められた弁済期間が満了する時・・・までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為をすることができず、開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え及び仮処分並びに財産開示手続の申立ては、上記期間中は、することができない（123条2項，3項）。

7 再生債権の調査と確定

1) 再生債権の届出

再生計画による弁済を受けようとする再生債権者は、債権届出期間内に、再生債権の内容及び債権発生原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない（94条1項）。債権届出期間は裁判所が再生手続開始決定と同時に定める。

一般優先債権や共益債権は届け出る必要がなく、再生債務者等に対し、任意の支払いを求めるべきである。なお、共益債権であるのに再生債権の届出をし、それが確定するともはや共益債権の行使はできないとした最高裁判例があることは前記のとおりである（最高裁平成25年11月21日第一小法廷判決・民集67巻8号1618頁）。再生債権になるか共益債権になるかは債権の満足の大きな違いが生じるので上記のようなことになれば債権者は大きな損害を被る。

2) 裁判所書記官による再生債権者表の作成

裁判所書記官は、届出があった再生債権と、届出はないが再生債務者がその存在を知っているとして自認した再生債権を再生債権者表に記載しなければならない。（99条）。裁判所書記官は、再生債権者表に、これらの再生債権の内容、債権発生の原因、議決権の額、別除権の行使不足額その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3) 再生債務者等の認否書と再生債権者の書面による異議

ア 再生債務者等の認否書

再生債務者等は、再生債権の認否書を作成して裁判所が定める期間内に裁判所に提出しなければならない（101条1項，5項）。認否の対象は届出がなされた再生債権と自認債権である。再生債務者等が認否書で全部又は一部を否認すると、否認した部分の確定が問題となる。

イ 再生債権者の書面による異議

届出をした再生債権者も、一般調査期間内に、認否書に記載された再生債権の内容について、裁判所に書面で異議を述べることができる（102条1項）。管財人が選任されている場合の債務者も同様にして、書面で異議を述べることができる（2項）。以下、再生債務者や管財人の否認、再生債権者の異議を「異議等」と言う。

ウ 執行力ある債務名義・終局判決ある再生債権についての異議等の制限

再生債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、単純に否認したり異議を述べたりすることはできない。異議者等は、再生債務者がすることのできる訴訟手続によってのみ、異議等を主張することができる（109条1項）。再生債務者がすることのできる訴訟手続とは、執行力ある公正証書に対する請求異議の訴え、一審判決に対する控訴の提起、確定判決に対する再審の訴えの提起などである。

4) 異議等がなかった場合（再生債権の確定）

再生債権の調査において、異議等がなかった時、すなわち再生債務者等が認め、かつ、届出再生債権者からも異議がなかったときは、その再生債権の内容と議決権の額は、確定する。裁判所書記官は、再生債権の調査の結果を再生債権者表に記載しなければならない。こうして確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する（104条）。

5) 異議等があった場合（査定の申立てと査定異議訴訟）

再生債権者は、再生債権の内容の確定のために、再生債務者等及び異議を述べた届出再生債権者を相手方として、裁判所に査定の申立てをすることができる（105条）。査定の申立ては、異議等のある再生債権に係る調査期間の末日から1月の不変期間内にしなければならない。

査定の申立てについての裁判に不服がある者は、その送達を受けた日から1月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

6) 異議等が出された再生債権に関し中断中の訴訟がある場合

ア 異議等が出された再生債権に関し再生手続開始当時に訴訟が係属し再生手続開始により訴訟手続が中断中である場合には、再生債権者がその内容の確定を求めようとするときは、査定の申立てではなく、異議者等の全員を訴訟の相手方とする訴訟手続の受継を申し立てなければならない。受継の申立ては、異議等が出された再生債権に係る調査期間の末日から1月の不変期間内にしなければならない（107条）。

イ 異議等が出された再生債権のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては再生債権が有利に扱われる。この場合には、再生債権者からは格別何もする必要がなく、再生債権を否認したり異議を主張する異議者等の方から、再生債権者を相手方として訴訟手続を受継しなければならない（109条2項）。受継の申立ては、異議等のある再生債権に係る調査期間の末日から1月の不変期間内にしなければならない。

第5 全部の履行義務を負う者が数人ある場合等の再生手続参加

1 破産法の準用

(全部の履行をする義務を負う者が数人ある場合等の手続参加)

破産法第104条 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について破産手続開始の決定があったときは、債権者は、破産手続開始の時に於いて有する債権の全額についてそれぞれの破産手続に参加することができる。

2 前項の場合において、他の全部の履行をする義務を負う者が破産手続開始後に債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為（以下この条において「弁済等」という。）をしたときであっても、その債権の全額が消滅した場合を除き、その債権者は、破産手続開始の時に於いて有する債権の全額についてその権利を行使することができる。

3 第1項に規定する場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額について破産手続に参加することができる。ただし、債権者が破産手続開始の時に於いて有する債権について破産手続に参加したときは、この限りでない。

4 第1項の規定により債権者が破産手続に参加した場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をしたときは、その債権の全額が消滅した場合に限り、その求償権を有する者は、その求償権の範囲内において、債権者が有した権利を破産債権者として行使することができる。

5 第2項の規定は破産者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した第三者（以下この項において「物上保証人」という。）が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をした場合について、前2項の規定は物上保証人が破産者に対して将来行うことがある求償権を有する場合における当該物上保証人について準用する。

破産法104条から107条までの規定は、再生手続が開始された場合における再生債権者の権利の行使について準用される（86条2項）。破産法104条の準用の結果は次のとおりである。

- 1) 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について再生手続開始決定があったときは、債権者は、再生手続開始の時に於いて有する債権の全額についてそれぞれの再生手続に参加することができる。
- 2) この場合に、他の全部の履行をする義務を負う者が再生手続開始後に債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときでも、その債権の全額*1が消滅した場合を除き、その債権者は、従前どおり、再生手続開始の時に於いて有する債権の全額についてその権利を行使することができる。
- 3) 再生債務者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額について再生手続に参加することができる。ただし、債権者が再生手続開始の時に於いて有する債権について再生手続に参加したときは、この限りでない(3項)。

*1 この場合の「全額」は、債権が数個あるときは債権毎に判断される(最高裁平成22年3月16日第三小法廷判決(民集64巻2号23頁))。

- 4) 債権者が再生手続に参加した場合において、再生債務者に対して将来行うことがある求償権を有する者が再生手続開始後に債権者に対して弁済等をしたときは、その債権の全額が消滅した場合に限り、その求償権を有する者は、その求償権の範囲内において、債権者が有した権利を再生債権者として行使することができる(4項)^{*1}。
- 5) 再生債務者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した第三者(物上保証人)が再生手続開始後に債権者に対して弁済等をした場合、物上保証人が再生債務者に対して将来行うことがある求償権を有する場合における当該物上保証人についても同様である。すなわち、物上保証人が一部弁済しても再生債権を行使できない。

2 保証人の民事再生と手続参加

保証人について再生手続開始決定があったときは、債権者は、再生手続開始の時ににおいて有する債権の全額について再生手続に参加することができる(105条)。再生債務者たる保証人には、催告・検索の抗弁権はない。

3 法人の債務につき無限の責任を負う者の民事再生の場合の手続参加

法人の債務につき無限の責任を負う者について再生手続開始決定があったときは、当該法人の債権者は、再生手続開始の時ににおいて有する債権の全額について再生手続に参加することができる(106条)。

4 法人の債務につき有限の責任を負う者の民事再生の場合の手続参加等

法人の債務につき有限責任を負う者について再生手続開始決定があったときは、当該法人の債権者は、再生手続に参加することができない(107条)。

第6 別除権等

1 会社更生における担保権との比較

民事再生においては、抵当権や根抵当権などの担保権は別除権になり、別除権の行使により再生債権の満足を受けることができる。これに対し、会社更生手続においては、抵当権や根抵当権などの担保権は別除権とならずに更生担保権となり(会社更生法2条10項)、更生計画において弁済計画が定められ、自由な権利行使は制限される。

2 別除権

(別除権)

第53条 再生手続開始の時ににおいて再生債務者の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権又は商法若しくは会社法の規定による留置権をいう。第3項において同じ。)を有する者は、その目的である財産について、別除権を有する
2 別除権は、再生手続によらないで、行使することができる。

*1 全額を弁済した義務者は、96条本文に基づき、債権届出期間が経過した後でも、再生債権の届出名義の変更を受けることができる。

3 担保権の目的である財産が再生債務者等による任意売却その他の事由により再生債務者財産に属しないこととなった場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。

民事再生手続において別除権となるのは、再生手続開始の時において再生債務者の財産につき存する担保権であり、そこにいう担保権とは、特別の先取特権、質権、抵当権、商法・会社法の規定による留置権とされている（53条1項）。しかし、譲渡担保、所有権留保などの法定外の担保権も別除権になると解されている。

再生手続開始の時において「再生債務者の財産につき存する」担保権が別除権であるから、再生債務者の関係者であっても再生債務者ではない者の財産について存する担保権は別除権ではない。例えば、再生債務者の債務のために自己の不動産を担保に提供している物上保証人が負担する担保権は別除権ではない。もっとも、担保権の目的である財産が再生債務者等による任意売却その他の事由により再生債務者の財産に属しないこととなった場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有するとされている（3項）。これは別除権付き財産が別除権付きのまま売却された場合である。

3 商事留置権

留置権は被担保債権の弁済を受けるまで目的物を留置できる物権である。留置とは返還の拒否であり、債務者等からする返還請求に対する引渡拒絶を正当ならしめる抗弁事由になる。留置権は様々な法律の規定により認められており、民法の規定（民法295条）により認められる留置権を民事留置権、商法又は会社法の規定により認められる留置権を商事留置権という。民事再生との関係では商事留置権は別除権になるが、民事留置権は別除権にならない（53条1項）。

（留置権の内容）

民法第295条 他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用しない。

（商人間の留置権）

商法第521条 商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者の別段の意思表示があるときは、この限りでない。

1) 商事留置権としては、商法521条が規定する商人間の留置権が代表的なものであ

る。商人間の留置権は、民事留置権と異なり被担保債権と目的物との牽連性を要しない点に特色がある。商事留置権にはそのほかに代理商の留置権（商法31条）、問屋の留置権（商法557条）、運送取扱人の留置権（商法562条）、陸上運送人・海上運送人の留置権（商法589条、753条2項）がある。

- 2) 商事留置権は民事再生手続開始後は別除権になるから、留置権の留置権能により目的物の再生債務者や管財人からする返還の請求を拒否し、さらには競売を申し立てることもできる（民事執行法195条、190条）。しかし、留置権には優先弁済権がないから競落代金から優先的に配当を受けることはできない。それでは、執行裁判所や執行官が競落人から受領した換価金はどうなるのか。一つの見解によれば執行裁判所や執行官は競売による換価金を留置権者に交付すべきであり、さらに一つの見解によれば留置権者は執行裁判所や執行官から受領した換価金の返還債務を受働債権、留置権の被担保債権を自働債権として相殺し、事実上優先弁済権を行使できるとするが、受働債権は「再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき」（93条1項1号）に該当するから相殺は許されないとの批判に耐えられないであろう。そうすると、留置権者は目的物に代わる換価金に対して物上代位的に留置権を行使できることになるのか、後記最高裁判決はこの見解を肯定したものと解することができる。
- 3) これに対し、民事留置権は別除権にならないから、再生債務者等から目的物の返還を請求されると拒否できず、目的物を返還しなければならない。また、担保権の実行手続の中止命令（31条）や担保権の消滅許可制度（148条）はもちろん適用されない。

4 銀行が占有する約束手形と商事留置権

商人たる銀行（株式会社）が融資取引先の商人から取立委任を受けて預かった約束手形については、貸金債権を被担保債権とし、当該手形を目的物とする商人間の留置権が成立する。したがって、取引先が再生手続開始決定を受けても、銀行は商人間の留置権を主張して貸金債権の弁済を受けるまで約束手形を留置できる。しかしそのまま留置するだけでは約束手形の支払期日を経過してしまうから、どうしても手形の取立ては必要である。この場合の銀行の取立て（手形交換所に支払いのために手形を呈示して支払銀行から支払を受けること）にはどのような法律上の根拠があるか、また、取立てた金員を貸金債権（再生債権）に充当することができるのであればその法律上の根拠は何かについて、最高裁平成23年12月15日第1小法廷判決（民集65巻9号3511頁）が、商人間の留置権が根拠である旨を判示した。

- 1) 事案は再生債務者が銀行を被告として提起した不当利得返還請求事件である。被告銀行は再生債務者から取立委任を受けた約束手形を再生手続開始後に取り立てて取立金を貸金債権に充当した。これに対し、再生債務者は、銀行が法律上の原因なしに5億6225万余円を不当利得したと主張してその返還を求めた。

第1審の東京地裁は原告の主張どおり不当利得であると判断して再生債務者の請求を認容した。控訴審の東京高裁も同様の見解のもとに銀行側の控訴を棄却した。しかし、最高裁は、原判決及び第1審判決を取り消して自判し、再生債務者の請求を全部棄却したので事件は銀行側の勝訴に確定した。最高裁判決は、取立権については留置権の権能として取立てに法律上の根拠があり、貸金債権への充当については銀行取引約定の規定^{*1}は「別除権の行使に付随する合意として、民事再生法上も有効である」から再生手続によらずに権利行使が可能であり、不当利得にならないと判示した。

- 2) まず、この事案の請求原因の立て方には問題があったと思う。手形の取立委任者と受任者との間には手形の取立てに関する委任契約が成立しており、委任契約は委任者の再生手続開始によっても終了しないから(民法653条2号参照)、受任者が手形を取り立てるのは当然のことであり、取り立てなければ逆に善管注意義務違反となってしまう。また、委任者が銀行に対し、取立金の支払を請求する訴訟物は、委任契約に基づく金銭の引渡し請求権(民法646条1項)となるはずであり、請求原因もそのように構成するのが素直である。ともかく原告は不当利得返還請求権を訴訟物として訴訟を提起しており、受任者たる銀行の手形の取立て及び取立金の貸金債権への充当が法律上の原因があるか否かが争点となった。
- 3) すなわち、銀行が取立金から再生債権を回収するとすれば、再生債権者が再生手続によらないで権利行使することになり、それが許容される例外は相殺権と別除権しかない。そこで、取立金返還債務と貸金債権を相殺しようとしても、「再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき」(93条1項1号)に該当するから相殺は不可である。そうすると、最高裁判決のように銀行取引約定書の充当規定は「別除権の行使に付随する合意として、民事再生法上も有効である」と解する以外になかったのではないかと思う。
- 4) 最高裁判決の判示部分は次のとおりである。

ア 取立金の留置について

「留置権は、他人の物の占有者が被担保債権の弁済を受けるまで目的物を留置することを本質的な効力とするものであり(民法295条1項)、留置権による競売(民事執行法195条)は、被担保債権の弁済を受けずに目的物の留置をいつまでも継続しなければならない負担から留置権者を解放するために認められた手続であって、上記の留置権の本質的な効力を否定する趣旨に出たものでないことは明らかであるから、留置権者は、留置権による競売が行われた場合には、その換価金を留置すること

*1 銀行取引約定書には、「甲(原告、以下同じ)が乙(被告、以下同じ)に対する債務を履行しなかった場合には、乙は、担保およびその占有している甲の動産、手形その他の有価証券について、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず甲の債務の弁済に充当できるものとします(4条2項、以下「本件条項」という。)」との記載があった。

ができるものと解される。この理は、商事留置権の目的物が取立委任に係る約束手形であり、当該約束手形が取立てにより取立金に変じた場合であっても、取立金が銀行の計算上明らかになっているものである以上、異なるところはないというべきである。

したがって、取立委任を受けた約束手形につき商事留置権を有する者は、当該約束手形を取立てに係る取立金を留置することができるものと解するのが相当である。」

イ 取立金の再生債権への充当について

「そうすると、会社から取立委任を受けた約束手形につき商事留置権を有する銀行は、同会社の再生手続開始後にこれを取り立てた場合であっても、民事再生法53条2項の定める別除権の行使として、その取立金を留置することができることになるから、これについては、その額が被担保債権の額を上回るものでない限り、通常、再生計画の弁済原資や再生債務者の事業原資に充てることを予定し得ないところであるといわなければならない。このことに加え、民事再生法88条が、別除権者は当該別除権に係る担保権の被担保債権については、その別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分についてのみ再生債権者としてその権利を行うことができる旨を規定し、同法94条2項が、別除権者は別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出なければならない旨を規定していることも考慮すると、上記取立金を法定の手続によらず債務の弁済に充当できる旨定める銀行取引約定は、別除権の行使に付随する合意として、民事再生法上も有効であると解するのが相当である。このように解しても、別除権の目的である財産の受戻しの制限、担保権の消滅及び弁済禁止の原則に関する民事再生法の各規定の趣旨や、経済的に窮境にある債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ろうとする民事再生法の目的（同法1条）に反するものではないというべきである。

したがって、会社から取立委任を受けた約束手形につき商事留置権を有する銀行は、同会社の再生手続開始後の取立てに係る取立金を、法定の手続によらず同会社の債務の弁済に充当し得る旨を定める銀行取引約定に基づき、同会社の債務の弁済に充当することができる。」

5 倒産解除条項

所有権留保売買契約やリース契約等において、買主やリースを受けた者が破産・民事再生・会社更生手続開始の申立てをしたときは、これらの申立てをしたことの一事を理由として、売買代金の分割支払金やリース料の未払がなくとも契約を解除できるとする旨の契約条項があることが多く、倒産解除条項と呼ばれている。

倒産解除条項による解除を有効とすれば、売主やリース会社は、契約の相手方が民事再生を申し立てたことのみを理由として（売買代金やリースが料着に支払われており未払がなくとも）、契約を解除し、取戻権の行使により目的物を取り戻せることになる。しかし、実質は担保権であると考え、担保権の性質上、被担保債権の不履行がないのに担保権の実行として解除することは認められない。かつては議論があったが、最高裁平成20年12月16日第3小法廷判決（民集62巻10号2561頁）は、民事再生の場合について倒産解除条項を無効と判断し、この問題に決着を付けた。

「3 前記事実関係によれば、本件リース契約は、いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リース契約であり、本件特約に定める解除事由には再生手続開始の申立てが

あったことも含まれるというのであるが、少なくとも、本件特約のうち、再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする部分は、再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効と解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

再生手続は、経済的に窮境にある債務者について、その財産を一体として維持し、全債権者の多数の同意を得るなどして定められた再生計画に基づき、債務者と全債権者との間の民事上の権利関係を調整し、債務者の事業又は経済生活の再生を図るものであり（民事再生法1条参照）、担保の目的物も再生手続の対象となる責任財産に含まれる。ファイナンス・リース契約におけるリース物件は、リース料が支払われない場合には、リース業者においてリース契約を解除してリース物件の返還を求め、その交換価値によって未払リース料や規定損害金の弁済を受けるとする担保としての意義を有するものであるが、同契約において、再生手続開始の申立てがあったことを解除事由とする特約による解除を認めることは、このような担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにはかならないから、再生手続の趣旨、目的に反することは明らかというべきである。

4 以上によれば、再生手続開始の申立てがあったことを本件リース契約の解除事由とする特約を無効とし、これに基づく本件解除は効力を生じないとした原審の判断は是認することができる。」

6 登記を経由しない抵当権は別除権にならない。

我が民法は意思主義であるから、抵当権設定契約により抵当権は成立するのであり、抵当権設定登記は既に成立した抵当権を登記情報に公示する事後的行為である。そこで、再生手続開始当時、抵当権設定契約は締結されていたが（したがって、抵当権は成立していたが）、抵当権設定登記を経由されていなかったときはどうなるかという問題が生じる。結局は、民法177条の適用の結果、当該抵当権は再生債務者等に対抗できないから別除権にならないという結論になる（再生債務者の第三者性）。

再生手続開始後に登記権利者が再生手続開始の事実を知らないでした登記すれば登記は有効と規定されているが（45条）、再生手続開始の公告後においては再生手続開始の事実を知っていたものと推定されるから（47条）、抵当権の有効性を主張できる場合は生じないであろう。

7 別除権者の別除権の行使と再生債権の行使

別除権者は、別除権自体は再生手続と関係なく行使できる（ただし、中止命令や消滅許可制度などの制約は受ける。）。すなわち、再生手続開始後も抵当権や根抵当権の実行を申し立てることは可能である。

また、別除権者は同時に再生債権者であるから再生債権全額を届け出ることができるが、その届出書には、別除権の行使によって弁済を受けられないと見込まれる行使不足額を記載しなければならず（94条2項）、別除権者は行使不足額についてのみ再生計画による弁済を受けられる。しかし、別除権者が現実に再生計画による配当に預かるためには、行使不足額の「予定額」のままでは不可であり、別除権の実行により不足額が

確定するか、別除権協定により不足額を合意して確定させなければならない（182条）。

8 申立て段階における担保権の実行手続の中止命令

裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、再生債務者の財産につき存する担保権の実行手続の中止を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、中止を命じることができない（31条）。

9 担保権消滅許可

（担保権消滅の許可等）

第148条 再生手続開始の時において再生債務者の財産につき第53条第1項に規定する担保権（以下この条、次条及び第152条において「担保権」という。）が存する場合において、当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、再生債務者等は、裁判所に対し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる。

2 前項の許可の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 担保権の目的である財産の表示
- 二 前号の財産の価額
- 三 消滅すべき担保権の表示
- 四 前号の担保権によって担保される債権の額

3 以下略

担保権がついている財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるときは、再生債務者等は、裁判所に対し、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができる（148条）。被担保債権額ではなく目的物の価額に相当する価額を弁済して担保権を消滅させ得るところが再生債務者に有利である。本来、担保権は不可分性があるから、被担保債権の全額を弁済しなければ担保権は消滅しないはずであり、例えば、8000万円の被担保債権がある抵当権の目的物の価額が5000万円であったとしても、5000万円を弁済しても抵当権は消滅せず、8000万円全額を支払わない限り抵当権は消滅しないところを、目的物の価額5000万円を弁済することにより担保権を消滅させるのが担保権消滅許可である。担保権消滅の許可は、「当該財産が再生債務者の事業の継続に欠くことのできないものであるとき」に限り与えられる。

第7 相殺権

1 相殺権

(相殺権)

第92条 再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が第94条第1項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになったときは、再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

再生債権者が再生手続開始ときに再生債務者に対して債務を負担していた場合において、債権及び債務の双方が94条1項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになったときは、再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる(92条1項)。本来、再生債権者は再生手続によらなければ債権の満足を受ける行為をすることができないから(85条1項)、相殺権は、別除権と並び、再生債権者が再生手続によらないで再生債権の権利を行使できる例外である。

相殺は、再生債務者等に対する一方的意思表示をもってする。監督委員に対してするのではない。「再生債務者等」の意義(2条2号)は繰り返して述べない。

相殺の意思表示は、92条1項が「当該債権届出期間内に限り」と規定しているが、期間前でも相殺可能と解するのが通説である^{*1}。しかし、債権届出期間を経過してしまえばもはや相殺できないから注意が必要である。

2 自働債権と相殺適状

相殺が可能な状態を相殺適状と言うが、自働債権と受働債権それぞれについて弁済期の到来が相殺適状として必要である。このうち、受働債権すなわち再生債権者が再生債務者に対して負担する債務の方は弁済期が到来していなくても「債務が期限付であるときも、同様とする。」であるから相殺ができるが、再生債権者が有する自働債権(再生債権)の弁済期が未到来のときは、期限の利益喪失特約でもない限り相殺適状にならないから相殺できない。

破産の場合には、破産法67条2項前段に、「破産債権者の有する債権が破産手続開始の時に限れば期限付若しくは解除条件付であるとき・・・でも、破産債権者が前項の規定により相殺をすることを妨げない。」と定めているから期限未到来の債権でも自働

*1 破産の場合には相殺権行使の時期について制限がないから、破産管財人から相殺権者(破産債権者)に対し、相殺権行使をするか否かの催告権が認められており、指定期間内に確答がなければ相殺権を喪失することとされている(破産法73条)。

債権として相殺できるように配慮されているが、民事再生法にはそのような規定がないから、期限未到来の債権を自働債権として相殺することはできない。しかし、再生手続開始の申立てがなされたことや再生手続開始決定がなされたことを期限の利益喪失事由として合意しているときは別であり、その特約により期限が到来するから相殺できる。

3 賃貸人の民事再生と賃借人の再生債権による賃料債務等との相殺の制限

(相殺権)

第92条2 再生債権者が再生手続開始当時再生債務者に対して負担する債務が賃料債務である場合には、再生債権者は、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ）については、再生手続開始の時点における賃料の6月分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

賃貸借契約の賃貸人が再生手続開始決定を受けた場合において、賃借人が賃貸人に金銭を貸し付けているときのように賃借人が再生債権を有するときは、賃借人は、再生債権たる貸金債権を自働債権、再生手続開始後に期限が到来する賃料債務を受働債権として順次相殺できる。但し、相殺できるのは賃料の6月分のみである（92条2項）。

敷金返還請求権を受働債権とする相殺についても同様の制限がある（92条3項）。

4 相殺の禁止（その1）＝再生債権者の債務負担（93条）

再生債権者が、新たに負担した債務との相殺をする場合の制限である。

(相殺の禁止)

第93条 再生債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。
 - 二 支払不能（再生債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ）になった後に契約によって負担する債務を専ら再生債権をもってする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、又は再生債務者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき。
 - 三 支払の停止があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があった時において支払不能でなかったときは、この限りでない。
 - 四 再生手続開始、破産手続開始又は特別清算開始の申立て（以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」という。）があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担の当時、再生手続開始の申立て等があったことを知っていたとき。
- 2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

- 一 法定の原因

- 二 支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因
- 三 再生手続開始の申立て等があった時より1年以上前に生じた原因

1) 債務者が支払不能から再生手続開始決定に至る時間的順序は、①支払不能→②支払停止→③再生手続開始の申立て→④再生手続開始決定の順序と思われるが、再生債権者がそれぞれの出来事以後に負担した債務を受働債権とする相殺は無効とされている(93条1項)。

- ①支払不能(2号, 支払不能後に悪意で負担した債務)
- ②支払停止(3号, 支払停止後に悪意で負担した債務)
- ③再生手続開始の申立て(4号, 申立て後に悪意で負担した債務)
- ④再生手続開始決定(1号, 開始決定後に負担した債務)

2) しかし、再生債権者が支払不能等の後に負担した債務であっても次の原因に基づき負担した場合には相殺は有効である(93条2項)。

①法定の原因

支払不能等の後ではあるが再生債権者が相続や合併により負担した債務、事務管理や不当利得により生じた法定債務は再生債権と相殺できる。なお、不法行為により負担した損害賠償債務は法定の原因により負担した債務ではあるが、民法509条が相殺の受働債権とすることを禁じているから相殺できない。

②支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因

再生債権者が支払不能等の後に支払不能等の事実を知りながら負担した債務でも債務負担の原因がその前にあったときは相殺できる。なお、「前に生じた原因」か「後に生じた原因」かが微妙な場合があるが、その判断基準としては、「具体的な相殺期待」が支払停止等の前に存在しておれば「前に生じた原因」であって相殺が許され、そうでなければ相殺は許されないと説かれている(伊藤374頁)。例えば、銀行が貸金債権を自働債権、支払停止後に負担した預金払戻債務とを相殺するについて、第三者からの送金による預金払戻債務の負担が支払停止後であれば、預金契約自体は支払停止前になされたものであっても、「具体的な相殺期待」は支払停止の後に生じたものとして相殺が許されないと説かれている。

③再生手続開始の申立て等があった時より1年以上前に生じた原因

5 相殺禁止(その2) = 債務者の再生債権取得(93条の2)

再生債務者に対して債務を負担する者が、新たに取得した債権で相殺する場合である。

第93条の2 再生債務者に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

- 一 再生手続開始後に他人の再生債権を取得したとき。

- 二 支払不能になった後に再生債権を取得した場合であって、その取得の当時、支払不能であったことを知っていたとき。
 - 三 支払の停止があった後に再生債権を取得した場合であって、その取得の当時支払の停止があったことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があったにおいて支払不能でなかったときは、この限りでない。
 - 四 再生手続開始の申立て等があった後に再生債権を取得した場合であって、その取得の当時、再生手続開始の申立て等があったことを知っていたとき。
- 2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する再生債権の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。
- 一 法定の原因
 - 二 支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があったことを再生債務者に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因
 - 三 再生手続開始の申立て等があった時より一年以上前に生じた原因
 - 四 再生債務者に対して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

1) 再生債務者に対して債務を負担する者がそれぞれの出来事以後に取得した再生債権を自働債権とする相殺は無効とされている（93条の2第1項）。

- ①支払不能（2号、支払不能後に悪意で取得した再生債権）
- ②支払停止（3号、支払停止後に悪意で取得した再生債権）
- ③再生手続開始の申立て（4号、申立て後に悪意で取得した再生債権）
- ④再生手続開始決定（1号、開始決定後に取得した再生債権）

2) しかし、支払不能等の後に取得した再生債権でも、次の原因に基づき取得した場合には相殺は有効である（93条の2第2項）。

①法定の原因

相続や合併により負担した債務、事務管理や不当利得、不法行為により生じた法定債権の取得原因が支払不能等の後であっても相殺できる。

②支払不能であったこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があった

ことを再生債務者に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因

例えば、再生債務者に対し預金払戻債務を負担する銀行が、不渡りになった割引手形の買戻し請求により取得した買戻し代金債権をもってする相殺は、買戻しの請求が支払不能等の後になされた場合であっても、手形割引契約が支払不能等の前になされている場合には具体的な相殺の期待は割引契約の時点で発生しているから相殺できる（最高裁昭和40年11月2日第三小法廷民集19巻8号1927頁）。

③再生手続開始の申立て等があった時より1年以上前に生じた原因

④再生債務者に対して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

例えば、再生債務者に対し預金払戻債務を負担する銀行が、支払不能等の後に貸し付けた貸金債権は、支払不能等の後にそのことを知りながら取得した再生債権

であっても再生債務者との契約に基づくものであるから相殺できる。なお、民事再生申立から開始決定までの間の緊急融資については裁判所の許可を得て貸金債権を共益債権化する方法もある(120条1項)。

6 再生債務者等からする相殺

再生債務者等は、再生債務者財産に属する債権をもって再生債権と相殺することが再生債権者の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる(85条の2)。

第8 否認権

1 否認権とは

(否認権の行使)

第135条 否認権は、訴え又は否認の請求によって、否認権限を有する監督委員又は管財人が行う。

2 前項の訴え及び否認の請求事件は、再生裁判所が管轄する。

3 第1項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によっても、否認権を行うことができる。

民事再生手続における否認権とは、再生債務者が再生手続開始前に不当にその財産を減少させるなど再生債権者を害する行為をし、または再生債権者間の公平を破る行為をしていた場合に、再生手続開始後にその行為の効力を否定して、再生債務者の財産の回復を図るために、管財人や「否認権限を付与された監督委員」に与えられた権利であり、その性質は形成権である(135条~141条)。例えば、再生債務者が再生手続開始前に所有不動産をAに贈与して不当にその財産を減少させるなど再生債権者を害する行為をしていた場合に、管財人や「否認権限を付与された監督委員」は再生債務者がした贈与の意思表示を否認してこれを無効にすることができる。贈与の意思表示が否認されると、贈与契約は意思表示の合致がないことになって無効となり、目的不動産に対するAの占有や登記は法的根拠がなくなり、占有権原を失ったAは目的物を再生債務者に返還しなければならなくなり、登記名義については否認の登記(13条)^{*1}に甘んじなければならなくなる。すなわち、「否認権の行使は、再生債務者財産を原状に復させる。」(132条1項)。

このような否認権の行使は、管財人や「否認権限を付与された監督委員」が、訴えの

*1 この場合に、所有権移転登記の抹消登記や真正な登記名義の回復に基づく所有権移転登記は申請できない。否認の効果は民事再生手続との関係における制限的なものであり、民事再生手続開始決定が取り消されたり、再生計画が不認可になれば否認の効力は消滅するからである。

提起や、否認の請求(136条)により行う。なお、管財人については、否認の訴えや否認の請求によるほかに、管財人が訴訟の被告となった場合における訴訟中の抗弁としても否認権の行使が可能である(135条3項)。しかし、監督委員についてはそもそも被告として訴訟当事者となる当事者適格がなく、抗弁として否認権を行使できる場面が登場しないから監督委員は否認権限を付与されて抗弁として否認権を行使することはあり得ない(後記7, 8項参照)。

否認の請求や否認訴訟においては、否認権自体が訴訟物になると思われるかもしれないがそうではない。訴訟物は所有権に基づく目的物の明渡請求権や登記請求権であり、否認権は請求を理由あらしめる請求原因である。また、否認権が抗弁として行使されるときは否認権は抗弁を理由あらしめる事実である。したがって、否認訴訟とは、否認権の行使とその結果を請求原因や抗弁として主張する訴訟のことである。

2 民事再生における本旨弁済の扱い(詐害行為取消権との対比)

民法の詐害行為取消権は偏頗弁済を対象としない。すなわち、債務者が債権者Aと債権者Bに対し、弁済期が到来した債務を負担している場合に、Bに対する債務のみを弁済することによりAに対する債務を弁済できなくなったとすれば、Aの憤激を買うであろうけれども、本旨弁済はそれ自体、債務の履行として正当な行為であって詐害行為とは言えないから、Aは、Bへの弁済行為について詐害行為取消権を有しない。この点について、最高裁昭和33年9月26日第二小法廷判決(民集12巻13号3022頁)は次のように判示している。

「債権者が、弁済期の到来した債務の弁済を求めることは、債権者の当然の権利行使であつて、他に債権者あるの故でその権利行使を阻害されるいわれはない。また債務者も債務の本旨に従い履行を為すべき義務を負うものであるから、他に債権者あるの故で、弁済を拒絶することのできないのも、いうをまたないところである。そして債権者平等分配の原則は、破産宣告をまつて始めて生ずるものであるから、債務超過の状況にあつて一債権者に弁済することが他の債権者の共同担保を減少する場合においても、右弁済は、原則として詐害行為とならず、唯、債務者が一債権者と通謀し、他の債権者を害する意思をもって弁済したような場合にのみ詐害行為となるにすぎないと解するを相当とする(大正6年6月7日大審院判決、民録932頁参照)。」

上記判決が「債権者平等分配の原則は、破産宣告をまつて始めて生ずるものである」と述べているように、破産になると話は変わる。民事再生も同様である。破産や民事再生は、債権者に対する公平な配当や返済がそもそもの制度目的と言えるから、その目的のためには自由競争も制限され、特定の債権者に対する本旨弁済であっても否認の対象になる(127条の3)。そこで、民事再生においては、否認対象行為は、①民法の詐害行為取消権と同じ詐害行為に加えて、②債権者平等の原則を破る民事再生法特有の否認対象行為(偏波行為)が登場する。

民事再生法は、127条に一般の詐害行為の否認について定め、127条の2において、詐害行為の特殊な態様として、相当の対価を得た財産の処分行為の否認について定

めているが、これらは上記①の詐害行為の否認である。また、127条の3において、特定の債権者に対する弁済や担保の供与等の否認について定めているが、これは上記②の偏波行為の否認である。

3 再生債権者を害する詐害行為の否認（127条）

（再生債権者を害する行為の否認）

第127条 次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一 再生債務者が再生債権者を害することを知ってした行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

二 再生債務者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があった後にした再生債権者を害する行為。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 再生債務者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、再生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、再生債務者財産のために否認することができる。

3 再生債務者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

1) 詐害行為の否認(127条1項)

①再生債務者が再生債権者を害することを知ってした行為。債務者の主観的詐害意思が必要である。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

②再生債務者が支払の停止等（支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て）があった後にした再生債権者を害する行為。この場合には債務者の主観的詐害意思は必要がない。客観的詐害行為で足りる。ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

2) 過大な代物弁済などの行為について否認できる部分の制限(2項)

再生債務者がした債務の消滅に関する行為であって、債権者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものは、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、再生手続開始後、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分に限り、再生債務者財産のために否認することができる。

3) 支払停止の前後6か月以内の無償行為の否認(3項)

再生債務者が支払の停止等があった後又はその前6月以内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

4 相当の対価を得てした財産の処分行為の否認（127条の2）

（相当の対価を得てした財産の処分行為の否認）

第127条の2 再生債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、その行為の相手方から相当の対価を取得しているときは、その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、再生債務者において隠匿、無償の供与その他の再生債権者を害する処分（以下この条並びに第132条の2第2項及び第3項において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二 再生債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 相手方が、当該行為の当時、再生債務者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

2 前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が同項第2号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一 再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者

二 再生債務者が法人である場合にその再生債務者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ロ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人

ハ 株式会社以外の法人が再生債務者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者

三 再生債務者の親族又は同居者

1) 本条の趣旨

127条の2の否認の規定は、相当対価による不動産の売却は詐害行為になるか否かという問題について判断した大審院第1民事部明治44年10月3日判決を意識した規定である。同判決は次のように判示している。

「債務者カ其有スル或不動産ノ外ニ債務ヲ弁済スヘキ資力ヲ有セサル場合ニ其不動産ヲ売却シテ消費シ易キ金銭ニ代フルハ債権担保ノ効力ヲ削減スルモノナリ故ニ其代価ノ相当ナルト否トヲ問ハス消費シ易キ金銭ニ代フルハ債権担保ノ効力ヲ削減スルモノナリ故ニ其代価ノ相当ナルト否トヲ問フス其売買ハ債権者ヲ害スルノ行為ナリト謂ハサル可ラス若シ夫レ他ノ債権者ニ対スル弁済其他有用ノ資ヲ弁済スル為メ相当ノ代価ニテ之ヲ売却シ以テ其資ニ充ツルカ如キハ固ヨリ債務者ノ正常ナル処分權行使トシテ他ヨリ容喙スルヲ許ササル所ナレハ苟モ債務者カ其売却代金ヲ有用ノ資

ニ充テタルノ事実存スルニ於テハ其代価ノ不相当ナラサル限りハ其売買ヲ債権者ヲ該スルノ行為ナリトシテ之カ取消ヲ請求スルヲ獲スト雖モ債務者カ代金ヲ有用ノ資ニ充テタルノ事実ハ取消ノ請求ヲ受ケタル相手方ニ於テ之ヲ主張シ立証セサル可カラス」

2) そこで、否認の要件は次のとおりとなる。

- ①当該行為が、不動産の金銭への換価等により、再生債権者を害する隠匿等の処分をするおそれを現に生じさせるものであること。
- ②再生債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。
- ③相手方が、当該行為の当時、再生債務者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

3) なお、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定される(2項)。

- ①再生債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者
- ②再生債務者が法人である場合にその再生債務者について次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者
 - イ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ロ 再生債務者である株式会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社又は親法人及び子株式会社が有する場合における当該親法人
 - ハ 株式会社以外の法人が再生債務者である場合におけるイ又はロに掲げる者に準ずる者
- ③再生債務者の親族又は同居者

5 特定の債権者に対する弁済・担保の供与等の否認(127条の3)

(特定の債権者に対する担保の供与等の否認)

第127条の3 次に掲げる行為(既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。)は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。

- 一 再生債務者が支払不能になった後又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立て(以下この節において「再生手続開始の申立て等」という。)があった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。
 - イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合 支払不能であったこと又は支払の停止があったこと。
 - ロ 当該行為が再生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合 再生手続開始の申立て等があったこと。
- 二 再生債務者の義務に属せず、又はその時期が再生債務者の義務に属しない行為

- であって、支払不能になる前30日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の再生債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項第1号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合にあっては、支払不能であったこと及び支払の停止があったこと）を知っていたものと推定する。
 - 一 債権者が前条第2項各号に掲げる者のいずれかである場合
 - 二 前項第1号に掲げる行為が再生債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が再生債務者の義務に属しないものである場合
 - 3 第1項各号の規定の適用については、支払の停止（再生手続開始の申立て等の前1年以内のものに限る。）があった後は、支払不能であったものと推定する。

既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する次の行為は、再生手続開始後、再生債務者財産のために否認することができる。これは偏頗行為の否認について規定したものである。

- ①再生債務者が支払不能になった後又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあった後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知っていた場合に限る。ただし、行為が再生債務者の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が再生債務者の義務に属しないものである場合と127条の2第2項各号に該当するときは悪意が推定される。

イ 当該行為が支払不能になった後にされたものである場合には、支払不能であったこと又は支払の停止があったことを知っていたとき。

ロ 当該行為が再生手続開始の申立て等があった後にされたものである場合には、再生手続開始の申立て等があったことを知っていたとき。

- ②再生債務者の義務に属せず、又はその時期が再生債務者の義務に属しない行為であって、支払不能になる前30日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の再生債権者を害する事実を知らなかったときは否認できないが、127条の2第2項各号に該当するときは悪意が推定され、否認できる。

6 否認権行使の主体

（否認権の行使）

第135条 否認権は、訴え又は否認の請求によって、否認権限を有する監督委員又は管財人が行う。

2 前項の訴え及び否認の請求事件は、再生裁判所が管轄する。

3 第1項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によっても、否認権を行うことができる。

否認権は、訴え又は否認の請求によって、否認権限を有する監督委員又は管財人が行

う（135条1項）。再生債務者自身は否認権限を有しない。そもそも再生債務者がした行為の否認を再生債務者自身に期待するのが無理だからである。また、監督委員は本来は否認権限がないが、裁判所から否認権限を与えられると否認権を行使できるようになる。そのほか、管財人は被告として訴えを提起された場合に抗弁によっても否認権を行使することもできる（3項）。

7 監督委員の民事訴訟における当事者適格

民事訴訟法は、訴訟物たる権利義務の帰属者でない者が訴訟に関与することを嫌い、そのような者を当事者適格がないとして訴訟に関与させない。

管財人が選任されず監督委員のみが選任される再生手続についてみると、監督委員が選任されても監督委員には再生債務者の財産の管理処分権がないから、監督委員には再生債務者の財産に関する訴訟の当事者適格がない（否認権限を付与された監督委員が否認訴訟を提起する場合は例外でありその限りにおいて法定訴訟担当として監督委員に当事者適格がある。）。したがって、再生債務者の財産について監督委員が原告となって所有権に基づく目的物の引渡訴訟などを提起することはあり得ないし、被告として訴えられることもあり得ない（もし監督委員を被告として訴えれば裁判所は当事者適格がないとして訴えを却下すべきである。）。そうであるから、監督委員が訴訟の被告となって抗弁として否認権を行使する機会を永久に訪れない。

これに対し、管財人は再生債務者の財産の管理処分権を有するから、再生債務者の財産に関する訴訟について当事者適格があり、再生債務者の財産について原告や被告となることがある。そして、被告となったときには抗弁として否認権を行使することもあり得る。その故に、135条3項は、「第1項に規定する方法によるほか、管財人は、抗弁によっても、否認権を行うことができる。」と定めている。

8 否認権限を有する監督委員の訴訟参加等（138条）

（否認権限を有する監督委員の訴訟参加等）

第138条 否認権限を有する監督委員は、第135条第1項の規定にかかわらず、否認権の行使に係る相手方（以下この条において「相手方」という。）及び再生債務者間の訴訟が係属する場合には、否認権を行使するため、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加することができる。ただし、当該訴訟の目的である権利又は義務に係る請求をする場合に限る。

2 以下略

再生債務者が再生手続開始前に売却した物について、再生債務者が原告となって、当該売買契約が通謀虚偽表示であり無効であるとか、要素の錯誤により無効であるとかを主張して目的物の返還請求訴訟を提起する場合の訴訟物が何かと言えば、それは所有権に基づく目的物の返還請求権である。法律の初心者には、売買契約の無効に基づく返還請求権などと考えたりするが、無効からはいかなる権利も出てこないからその理解は誤り

である。売買契約→通謀虚偽表示→無効となって、何らの占有権原がない相手方に対し、自己の所有権に基づく返還を請求するのであるから、訴訟物は所有権に基づく目的物の返還請求権である。売買契約は抗弁、通謀虚偽表示は再抗弁である。

こういう訴訟が裁判所に係属している場合に、原告について再生手続が開始され、否認権限を付与された監督委員が別の観点から、すなわち、再生債務者がした売買の意思表示について否認権を行使し、売買契約を無効ならしめて目的物を占有する相手方に対し、別訴を提起して返還を請求するとすれば、その訴訟の訴訟物は、やはり所有権に基づく返還請求権である。否認権の行使は売買契約を無効ならしめる理由であり、否認権自体が訴訟物ではない。したがって、これは否認訴訟と言っても、先行する訴訟の訴訟物と同一の訴訟物の訴訟であり(いずれも同一目的物についての所有権に基づく返還請求権が訴訟物である。), 二重起訴になる。このため監督委員は別訴を提起することはできない。

しかし、否認権限を付与された監督委員が否認権を行使する方法がなくては困るから、民事再生法は、別訴ではなく、相手方を被告として、当事者としてその訴訟に参加する方法を認めている(138条1項)。

9 否認権行使の期間

否認権は、再生手続開始の日から2年を経過したときは、行使することができない。否認しようとする行為の日から20年を経過したときも、同様である(139条)。

第9 契約関係の処理

1 双方未履行の双務契約の処理(49条)

(双務契約)

第49条 双務契約について再生債務者及びその相手方が再生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、再生債務者等は、契約の解除をし、又は再生債務者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、再生債務者等に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、再生債務者等がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前2項の規定は、労働協約には、適用しない。

4 第1項の規定により再生債務者の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5 略

双方未履行の双務契約の当事者の一方について再生手続が開始されても、双務契約が当然解除になることはないし、双務契約から生じた未履行の債権債務も当然に失効することはない。すなわち、法律関係はそのまま存続する。しかし、49条1項は、双方未

履行の双務契約について「再生債務者等」に契約解除権を与えているから、再生債務者等は再生手続が開始されたという一事を理由として双務契約を解除し法律関係を変更することができる。この解除権は債務不履行による解除権とは異なり、相手方に何の落ち度がなくても行使できる一方的な解除権である。再生債務者等は、双務契約を終了させて債務を免れる方が利益であると考えるときは、双務契約を解除して債務を免れることができる。なお、双務契約の相手方には再生債務者等に対して、双務契約を解除するか解除しないのかはっきりさせるように催告して法律関係を確定させる権利がある。すなわち、相手方は再生債務者等に対し、契約を解除するか否かを相当期間内に確答するよう催告でき、再生債務者等から相当期間内に確答がなければ、再生債務者等は解除権を放棄したものとみなされる(49条2項)。破産の場合とは逆の方向であることが興味深い(破産の場合は確答がなければ契約解除を選択したものと見なされる(破産法53条2項))。

2 契約解除の場合の法律関係

第49条5 破産法第54条の規定は、第1項の規定による契約の解除があった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「破産債権者」とあるのは「再生債権者」と、同条第二項中「破産者」とあるのは「再生債務者」と、「破産財団」とあるのは「再生債務者財産」と、「財団債権者」とあるのは「共益債権者」と読み替えるものとする。

破産法第54条 前条第1項又は第2項の規定により契約の解除があった場合には、相手方は、損害の賠償について破産債権者(→再生債権者)としてその権利を行使することができる。

2 前項に規定する場合において、相手方は、破産者(→再生債務者)の受けた反対給付が破産財団(→再生債務者財産)中に現存するときは、その返還を請求することができる。現存しないときは、その価額について財団債権者(→共益債権者)としてその権利を行使することができる。

再生債務者等が49条1項により双務契約を解除したときの法律関係は次のようになる。すなわち、未履行の債務はすべて消滅する。また、既に一部の履行がなされていたときは、原状回復の問題が生じる。原状回復として、再生債務者等は相手方に対して既に給付した物の返還を請求でき、相手方も再生債務者財産中に現存する給付物の返還を請求することができる。給付物が現存しないときはその価額を請求することができる。相手方が再生債務者等に対して有する価額請求権は再生債権ではなく共益債権とされているから(49条5項、破産法54条2項)、債権を届け出る必要はなく、任意に履行を請求でき、再生債務者等も任意に価額を返還しなければならない。

価額請求権は共益債権であるから再生債権として届け出る必要はないが、再生債権として届け出るとかえって権利を失うことがある。最高裁平成25年11月21日第一小

法廷判決（民集67巻8号1618頁）の事案である。この事案は、双方未履行の売買契約の買主について民事再生手続が開始され、再生債務者等が49条1項により売買契約を解除したところ、買主の債務を代位弁済した保証人は、履行済みの売買代金の返還請求権2億4650円を49条5項により共益債権として請求すればよいにもかかわらず、何の留保もなく再生債権として届出をした後にこれが共益債権であることに気が付いて共益債権として履行を請求した。

最高裁判決は、既に再生計画案を決議に付する旨の決定がなされた後となつては、今更これを共益債権として支払を請求することはできないと判示し、債権者を救済しなかつた。同判決の判示部分は次のとおりである。

「民事再生法上の共益債権に当たる債権を有する者は、当該債権につき再生債権として届出がされただけで、本来共益債権であるものを予備的に再生債権であるとして届出をする旨の付記もされず、この届出を前提として作成された再生計画案を決議に付する旨の決定がされた場合には、当該債権が共益債権であることを主張して再生手続によらずにこれを行行使することは許されないと解するのが相当である。なぜならば、民事再生法95条によれば、再生債権者は、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後においては、届出の追完をし、又は届け出た事項について他の再生債権者の利益を害すべき変更を加えることができないとされているところ、再生計画案を確定させ、再生手続の安定を図るとする観点からすれば、本来共益債権であるものを予備的に再生債権であるとして届出をする旨の付記がされることなく再生債権として届出がされた債権につき、当該届出を前提として再生計画案が作成され、これを決議に付する旨の決定がされた後に、同再生計画案において再生債権とされている債権につきこれを共益債権として再生手続によらずに行行使することが不適切であることは明らかであるからである。

これを本件についてみると、前記事実関係によれば、上告人が有する本件前受金返還債権等は、民事再生法上の共益債権に当たるが（同法49条5項において準用する破産法54条2項）、これにつき再生債権として届出がされただけで、本来共益債権であるものを予備的に再生債権であるとして届出をする旨の付記はされず、この届出を前提として作成された本件再生計画案を決議に付する旨の決定がされ、本件再生計画の認可の決定が確定したものである。したがって、上告人が、本件前受金返還債権等について、これが共益債権であると主張して再生手続によらずに行行使することは許されないというべきである。」

3 履行選択の場合の法律関係

再生債務者等が双務契約を解除しないときは双務契約がそのまま有効に維持される。したがって、再生債務者等も、相手方も債務をそのまま履行しなければならない。再生債務者等が債務をそのまま履行しなければならないということは、その債務に対応する相手方の債権は再生計画によらずに任意に履行を受ける共益債権になるということである（49条4項）。

4 労働協約と民事再生

使用者と労働組合とが締結した労働協約については、使用者について再生手続が開始した場合において、双方未履行の労働協約が存在しても、再生債務者等は労働協約を解除できない（49条3項）。

5 継続的給付を目的とする双務契約の特則

(継続的給付を目的とする双務契約)

第50条 再生債務者に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、再生手続開始の申立て前の給付に係る再生債権について弁済がないことを理由としては、再生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が再生手続開始の申立て後再生手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、共益債権とする。

3 前2項の規定は、労働契約には、適用しない。

再生債務者に対する継続的給付の義務を負担する者は、再生手続開始の前後を問わず、債務が弁済されなければ、本来は、契約を解除したり供給停止の特約により供給義務を免れることができるはずであるが、再生手続開始の申立前の給付に係る再生債権の弁済がないことを理由として今後の履行を拒絶することができないとされ、再生債務者が保護されている(50条1項)。なお、申立後にして開始決定までにした給付の債権は共益債権になり(50条2項)、再生手続開始後の給付にかかる債権も共益債権になるから(119条2号)、再生債務者等はその債務を任意に履行すべきであり、その弁済がなければ上記の保護は及ばず、弁済しないことを理由に契約解除・履行拒絶されても致し方ない。

再生債務者に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方と言えば、電気・ガス・水道事業者などが想定できるが、これらの者は、再生手続開始の申立前の電気・ガス・水道料が未払である理由で、再生手続開始後の電気・ガス・水道の給付を停止できない。それができるとなれば再生はたちまち破綻するからそれを禁止して再生債務者を保護したのである。継続的給付と言えば、電気・ガス・水道だけではなく、個別的労働契約にしてもそうである。労働契約における労働者は使用者に対して継続的に労務を提供する債務を負担する。したがって、もし、労働契約についても50条1項が適用されるとすれば、労働者は、使用者の再生手続開始の申立前の賃金が支払われなくても、労働者は労働債務の履行を拒むことができないことになるが、それは不合理であるから、同条1項及び2項は労働契約には適用しないと規定されてい(50条3項)。

6 双務契約についての破産法の規定の準用(51条)

破産法第56条、第58条及び第59条の規定は、再生手続が開始された場合について準用される。これらの規定は、双方未履行の双務契約の処理に関する49条1項及び2項の特則である。

1) 対抗力ある賃貸借契約に関する双務契約の特則(51条、破産法56条)

賃貸借契約も双方未履行の双務契約であるから、賃貸人について再生手続が開始されれば賃貸人は49条1項により賃貸借契約を解除することができるところであるが、

それでは賃借人の保護に欠けるので、当該賃借権が対抗力を備えたものであるときは49条1項による契約の解除はできないとされ、対抗力を備えた賃借人が保護されている。

賃借人が対抗要件を備えていないときには、原則どおり、再生債務者等は49条1項により自己の再生手続開始を理由として賃貸借契約を一方的に解除することができる。

2) 市場の相場がある商品の取引に係る双務契約の特則（51条、破産法58条）

取引所の相場その他の市場の相場がある商品の取引に係る契約であって、その取引の性質上特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができないものについて、その時期が再生手続が開始後に到来すべきときは、当該契約は、解除されたものとみなされる。

3) 交互計算（51条、破産法59条）

交互計算は、当事者の一方について再生手続が開始されたときは、解除権の行使を待たないで当然に終了する。なお、交互計算とは、商人間もしくは商人と商人でない者の間での継続的な取引において、個々の取引から生じる債権債務を包括的あるいは継続的に相殺することで決済する契約をいう。

7 賃貸人の民事再生と賃借人の再生債権の保護

1) 賃料債務との相殺

再生手続開始決定を受けた債務者が賃貸借契約の賃貸人である場合において、賃借人が再生債務者たる賃貸人に対する債権(再生債権)を有するときは、賃借人は再生債権を自働債権、再生手続開始後に弁済期が到来する賃料債務を受働債権として、ただし、賃料6か月分を限度として相殺することができる(92条2項)。6か月分を超える相殺残の再生債権は再生計画により弁済を受けるほかない。賃借人が賃貸人に債権を有する場合とは、賃借人が賃貸人に建設協力金として金銭を貸し付けた場合などである。

2) 敷金返還請求権の共益債権化

賃貸借契約の賃貸人が再生手続開始決定を受けたときは、賃借人の有する敷金返還請求権(再生債権)は、開始後に弁済した賃料の範囲でかつ賃料6か月分の限度で共益債権になる(92条3項)。なお、6か月分は上記(1)の相殺分と合算して6か月分である。それ以外の敷金返還請求権は再生債権として再生計画により弁済を受ける。

8 ゴルフ場経営会社の民事再生と預託金会員制ゴルフ会員契約

ゴルフ場経営会社が民事再生を申し立てるのは、通常、退会した会員が請求する預託金返還債務の負担に耐えられないからである。ゴルフ場経営会社はメンバーと呼ばれる会員との間にゴルフ会員契約を締結しているが、会員はゴルフ場経営会社に預託金を預けた上で会員契約を締結する。これは敷金を差し入れて賃貸借契約を締結するのと類似

する法律関係である（敷金が預託金、賃貸借契約が会員契約の関係に当たる。）。この会員契約は双務契約であり、ゴルフ場経営会社は年会費の請求権を有し、会員はメンバーとしてのプレー権を有する。これが対価関係にある債権債務である^{*1}。

預託金は通常は10年以上の長期間の据置期間が定められ、据置期間が経過して会員が退会した場合に返還する約束となっている。しかし、通常、据置期間が経過して預託金の返還を請求してもゴルフ場経営会社は預託金をゴルフ場建設の用途に費消し尽くしており返還する財源がない。かつて、とくにバブル経済華やかな頃は、預託金を含む会員権自体が会員権（会員券）市場で高価に販売できたから、会員は会員権を売ることにより預託金額以上の売買代金を入手できていた。したがって、その頃は、ゴルフ場経営会社に対して預託金の返還を求める必要がなかった。ところが、バブル経済の崩壊に伴い会員権市場が暴落したので、市場で会員権を売るよりもゴルフ場経営会社に対して預託金の返還を求める方が有利になった。そこで、会員はゴルフ場経営会社に対して預託金の返還を求めるようになった経過である。ゴルフ場経営会社は当初はかれこれ理屈を述べて返還を拒んでいたが、敗訴判決が相次ぎ、返還に応じなければ強制執行を受ける事態になったため、民事再生の申立てをするようになったのである。

ゴルフ場経営会社が民事再生を申し立てると、預託金返還請求権は再生債権となり、民事再生計画の中で債権の減額がなされ期限の猶予が与えられる。これによりゴルフ場経営会社は預託金返還債務の負担から脱することができる。一方、ゴルフ会員契約がどうなるかという点、これは、双方未履行の双務契約として履行が選択され、会員のプレー権は共益債権になり、退会していない会員は従来どおりプレーできることになる。再生債務者等は、49条1項により会員契約を解除することもできるが、年会費は重要な再生原資となる財産である上に、会員にプレーしてもらえばプレー代も入るから解除する実益がない。そこで、通常は履行が選択されて会員契約は再生手続開始後も存続する。再生計画の対象となるのは預託金返還請求権であり、その大部分の免除と残額の分割支払いを内容とする再生計画案が樹立され、ゴルフ場経営会社は債務の負担が大幅に軽減されて再生できることになる。

9 民事再生の債務者が有するゴルフ会員権

民事再生の債務者がゴルフ会員権を有している場合に、期限未到来の預託金返還請求

*1 これに対し、最高裁平成12年2月19日第三小法廷判決（民集54巻2号553頁）などは、「預託金会員制ゴルフクラブの会員契約は、主として預託金の支払とゴルフ場施設利用権の取得が対価性を有する双務契約であり（会員に年会費の支払義務がある場合には、年会費の支払も対価関係の一部となり得る。）」と判示しているが、預託金契約と会員契約とが別個の契約であることを看過した故の誤った判断であると思う。賃貸借契約において、敷金の差入れと使用収益させる債務とが対価関係に立つ双務契約であると述べているようなものである。

権について、49条1項によりゴルフ会員契約を解除し、預託金の即時返還を請求することができるか。かつては、破産について管財人側からこのような試みがなされたこともあったが、最高裁判決により否定された（倒産判例百選第4版70）。会員契約を双方未履行の双務契約であるとして解除したところで期限未到来の預託金返還請求権の期限が到来する理由はないからこのような試みが否定されたのは当然であった。

第10 再生計画案

1 再生計画案の提出時期

（再生計画案の提出時期）

第163条 再生債務者等は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 再生債務者（管財人が選任されている場合に限る。）又は届出再生債権者は、裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

3 略

（再生計画案の事前提出）

第164条 再生債務者等は、前条第1項の規定にかかわらず、再生手続開始の申立て後債権届出期間の満了前に、再生計画案を提出することができる。

2 前項の場合には、第157条及び第159条に規定する事項を定めず、再生計画案を提出することができる。この場合においては、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、これらの事項について、再生計画案の条項を補充しなければならない。

廃止された和議法においては、民事再生法における再生計画案に相当する「和議条件」は、和議の申立て時に提出する必要があったが、民事再生では申立て時に再生計画案を提出する必要はなくなった。したがって、何らの民事再生計画を示すことなく民事再生の申立てをすることができる。

再生債務者等が再生計画案を裁判所に提出すべき時期は、163条1項によれば、債権届出期間^{*1}の満了後にして裁判所の定める期間内ということになるが、164条1項は、再生手続開始の申立て後でありさえすれば債権届出期間の満了前でも再生計画案を提出することができること、この場合には、「変更されるべき権利と変更した後の権利の内容の定め」（157条）と「未確定の再生債権に関する定め」（159条）を定めず再生計画案を提出することができることを定めている。この場合においては、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、これらの事項についての再生計画案の条項を補充しなければならない（164条）。

*1 債権届出期間は、再生手続開始決定と同時に裁判所が定める（34条1項）。

なお、管財人が選任されている場合には管財人が再生計画案を提出し、管財人が選任されていない場合には再生債務者自身が再生計画案を提出するが、前者の場合には再生債務者も独自の再生計画案を提出でき、また、いずれの場合にも、届出再生債権者も、独自の再生計画案を作成して裁判所の定める期間内に提出することができる。かくして、管財人と再生債務者、再生債務者等と債権者とで、対立する再生計画案が裁判所に提出されることもあり得る。

2 決議に付する旨の決定

再生計画案が提出されたときは、裁判所は、再生計画案を決議に付する旨の決定をする(169条1項)。ただし、次のいずれかの場合には決議に付す旨の決定をしない。

- ①一般調査期間が終了していないとき。これは、議決権と議決権の額が確定していないからまだ決議に付すには早すぎるからである。
- ②財産状況報告集会における再生債務者等による報告又は第125条1項の報告書の提出がないとき。これは、情報開示が不十分なまま決議に付すのは相当でないからである。
- ③裁判所が再生計画案について第174条第2項各号(第3号を除く。)に掲げる要件のいずれかに該当するものと認めるとき。これは、可決されても認可すべきではないから、そもそも決議に付さないのである。それは、「再生手続又は再生計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。」「再生計画が遂行される見込みがないとき。」「再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき。」である。
- ④裁判所の定めた期間内に再生計画案の提出がないとき、又は提出されたすべての再生計画案が決議に付するに足りないものであるとき。このときは再生手続を廃止する決定がなされるので(191条2号)、決議に付す理由はないからである。

3 議決権行使の方法

再生計画案に対する賛否の議決権行使の方法は、次のいずれかの中から裁判所が定める。議決権の不統一行使も可能である(172条2項)。

- ①債権者集会の期日において議決権を行使する方法
- ②書面等投票により裁判所の定める期間内に議決権を行使する方法
- ③上記①か②の方法のうち議決権者が選択するものにより議決権を行使する方法

4 再生計画案の可決要件

次の場合に再生計画案は可決される(172条の3)。

- ①債権者集会に出席し又は書面投票した議決権者の過半数の同意(頭数要件)
- ②議決権の総額の2分の1以上の議決権を有する者の同意(議決権額要件)

5 再生計画案の変更と期日の続行

書面等投票ではなく、債権者集会の期日において議決権を行使する方法が選択された

場合には、再生計画案の提出者は、再生債権者に不利な影響を与えないときに限り、債権者集会において、裁判所の許可を得て、再生計画案を変更することができる(174条の4)。

また、再生計画案が可決されなかったが、頭数要件と議決権額要件のいずれかは満たしていたときは、裁判所は、再生計画案の提出者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。ただし、続行期日において当該再生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

6 可決された再生計画に対する裁判所の認可・不認可

再生計画案が可決された場合には、裁判所は、原則として再生計画認可決定をするが、次のいずれかに該当する場合には認可決定をせず、逆に、再生計画不認可の決定をする(174条)。

- ①再生手続又は再生計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、再生手続が法律の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。
- ②再生計画が遂行される見込みがないとき。
- ③再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
- ④再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき。

7 即時抗告と確定

8 再生債権について再生債務者の免責

再生計画認可決定が確定したときは、再生債務者は、すべての再生債権について、その責任を免れる(178条)。しかし、免責とは言っても、再生計画で定められた再生債権は再生計画のとおり弁済されるべきことは当然である。また、再生手続開始前の罰金等も免責されないし(同条)、181条1項各号には再生計画によっても権利変更がなされない例外が定められているが、その例外の場合にも、再生債務者は免責されない。

- ①再生債権者がその責めに帰することができない事由により債権届出期間内に届出をすることができなかった再生債権で、その事由が再生計画案を決議に付する決定の時点においても継続していたもの
- ②再生債務者等がその存在を知りながら認否書に自認の旨を記載しなかった再生債権(101条3号)。

9 再生債権者表の記載の効力

再生債権者表には確定判決と同一の効力がある。ただし、小規模個人再生と給与所得者等再生の場合は確定判決と同一の効力がない(238条、245条)。

第11 再生計画による再生債権の弁済

1 再生計画における権利変更の対象となる債権

- 1) 再生計画において権利変更の対象となる債権は、再生債権のみである。共益債権、一般優先債権、開始後債権は再生計画で扱われない。
- 2) 共益債権は再生手続によらないで再生債権に先立って弁済され（121条1, 2項）、一般優先債権も再生手続によらないで随時弁済される（122条2項）。また、開始後債権は、再生計画で定められた弁済期間が満了した後に初めて弁済される（123条2項）。いずれも再生計画とは関係なく、権利行使・弁済がなされる。

2 再生計画による再生債権の変更

再生計画の中核的な内容は再生債権の権利変更である。再生債権の権利変更とは、再生債権者の有する債権の一部を消滅させ、残額について期限の利益を与える等して、再生債権の内容を実体法的に変更することである。このような内容を定めた再生計画が多数決で可決され、裁判所が認可し、認可決定が確定すると再生計画に反対していた再生債権者の権利も含めて再生計画どおりに権利変更の効果が生じる（届出のある再生債権につき179条1項、届出のない再生債権者につき181条1項）。

ただし、再生計画による再生債権の権利変更には次の制限がある。これに反する再生計画は可決されても裁判所は認可すべきでない。

1) 再生債権者間の平等(155条1項)

再生計画による権利変更の内容は、再生債権者の間で平等でなければならない。再生債権者間の平等に反するとしていったん可決されて認可決定がなされた再生計画を抗告審において原決定を取消し、不認可とされた裁判例がある。ゴルフ場経営会社について、会員資格を喪失した預託金返還請求権者への配当率を不利に（0.2～1%の配当）、会員資格を継続した預託金返還請求権者への配当率を有利（40%のみカット）に扱う再生計画を作成した事案である（東京高裁平成16年7月23日決定）。

なお、再生計画は、次の場合には不平等でもよいとされている。

ア 不利益を受ける再生債権者の同意がある場合

親会社が有する貸金債権や経営者が有する貸金債権などの再生債権については、これらの債権者が不利益扱いに同意することが多いだろう。

イ 少額の再生債権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても実質的な衡平を害しない場合

〇〇万円以下の小口の再生債権は全額を直ちに支払うなど。

ウ 第84条第2項に掲げる請求権、すなわち再生手続開始後の利息、不履行による損害賠償及び違約金、再生手続参加の費用について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合

エ 以上の例外は155条1項に明記されているが、そのほかに、①再生手続開始前の人身被害による損害賠償請求権についてはそれが再生債権であっても、ほかの再生債権よりも優先的に支払う内容の再生計画を立てても許されるとか、②親会社や

経営者が有する再生債権についてはその同意がなくても弁済率を低めたり、全額免除としたり不平等な扱いをしても許されると説かれている(伊藤778頁)。しかし、法律の根拠がないのにそのような解釈が許されるはずはなく、不利益を受ける再生債権者の同意がなければ不利益扱いは許されないと解すべきである。

2) 約定劣後再生債権の取り扱い(155条2項)

約定劣後再生債権の届出がある場合には、約定劣後再生債権以外の再生債権者と約定劣後再生債権者との間においては、配当の順位についての合意の内容を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。初めから劣後扱いが合意された債権であるから約定どおり劣後的に取り扱うのがむしろ公平であるからである。

3) 期限の猶予の限界(155条3項)

再生計画によって債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、特別の事情がある場合を除き、再生計画認可決定の確定から10年を超えない範囲で、その債務の弁済期限を定めるものとする。すなわち分割弁済の最長期は10年である。

4) 罰金等の変更禁止(155条4項)

再生手続開始前の罰金等(再生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権にして、共益債権又は一般優先債権であるものを除いたもの。97条2項)については、再生計画において減免する等、権利に影響を及ぼす定めをすることができず、再生計画の認可決定が確定しても再生債務者はその責任を免れない(181条3項)。しかし、再生手続開始前の罰金等については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時までの間は弁済することができないから(181条3項)、弁済は後回しになる。

また、再生手続開始後の罰金は共益債権であり、再生計画の対象にならない。

3 未確定の再生債権に関する定め

異議等が出ている再生債権についてその確定手続が未だ進行中であるときに再生計画を作成するときは、将来においてその権利が確定する可能性があることを考慮して、再生計画において、これに対する適確な措置を定めなければならない(159条)。「異議等のある再生債権」とは、再生債権の調査において、再生債権の内容について再生債務者や管財人が認めず、又は他の届出再生債権者が異議を述べた場合における当該再生債権であり、査定手続や裁判手続が進行中のもののことである(105条1項)。

再生債権者は、自己が届け出た再生債権が再生債務者等から認められなかったり、他の再生債権者が異議を述べたときは、その内容の確定のために、査定の申立てその他再生法が認める手続を行使することができるが、その手続が終了する前に再生計画を立てる場合の規定が「未確定の再生債権に関する定め」である。

4 別除権者の権利に関する定め

再生計画を作成するときに、別除権の行使不足額が確定していないときは、再生計画において、行使不足額が確定した場合における再生債権者としての権利の行使に関する適確な措置を定めなければならない(160条1項)。

行使不足額が確定するのは次の場合である。

- ①担保権の実行が完了したとき。
- ②行使不足額を確定させるか、別除権の受戻しに関する別除権協定が成立したとき。
- ③担保権消滅許可による金銭納付がなされたとき。

5 元本が確定した根抵当権の極度額を超える再生債権の再生計画における扱い

- 1) 根抵当権については、「根抵当権の担保すべき元本の確定」の意義を理解しておかなければならない。根抵当権は、設定当時のままでは根抵当権が担保すべき元本は確定されてはならず、その状態では、個別債権との間に何らの関係がない(附従性がない)。担保すべき元本が確定して初めて特定の債権を担保することになる。

根抵当権の担保すべき元本が確定するのは次の場合であり民法に定められている。根抵当権が担保すべき元本は、この確定日に「債務者」、「債権の種類」に該当する債権が存在すればその債権である。このような債権が存在しなければ担保すべき元本がなく、附従性により根抵当権は消滅する。

- ①根抵当権の担保すべき元本の確定すべき期日の到来(民法398条の6)
- ②根抵当権者が元本の確定を請求したとき(同398条の19第2項)
- ③根抵当権設定者が、根抵当権の設定の時から3年を経過後に担保すべき元本の確定を請求したとき(2週間を経過することによって確定する。)(同398条の19第1項)
- ④根抵当権者が抵当不動産について競売若しくは担保不動産収益執行又は物上代位による差押えを申し立てたとき。ただし、競売手続若しくは担保不動産収益執行手続の開始又は差押えがあったときに限る(同398条の20第1項1号)。
- ⑤根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差押えをしたとき(同2号)。
- ⑥根抵当権者が抵当不動産に対する競売手続の開始又は滞納処分による差押えがあったことを知った時から2週間を経過したとき(同3号)。
- ⑦債務者又は根抵当権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき(同4号)*1。

- 2) 再生債権を担保する別除権が根抵当権であり、当該根抵当権の担保すべき元本が確定している場合には、その根抵当権の被担保債権のうち極度額を超える部分については、根抵当権から回収される可能性がないから、156条の一般的基準に従い、再生

*1 債務者又は根抵当権設定者が破産手続開始決定を受ければ根抵当権の担保すべき元本は確定するが、民事再生手続開始決定を受けても、根抵当権の担保すべき元本は確定しないので注意を要する(民法398条の20第1項4号には、「破産手続開始の決定」とあるのみで民事再生手続開始決定の文言がない。)

計画において仮払に関する定めをすることができる。しかし、その場合でも、将来、当該根抵当権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置を再生計画で定めておかなければならない（160条2項）。というのは、将来、根抵当権の実行の結果は、極度額さえも回収されないかもしれないが、そのときは極度額を超える部分のみならず、極度額以内の行使不足額も再生債権として弁済の対象としなければならないからである。

6 再生計画上の保証人、物上保証人

1) 人的担保

再生債務者以外の者が再生債務者の債務を引き受け、又は再生債務者の保証人となる等再生のために債務を負担するときは、再生計画において、その者を明示し、かつ、その債務の内容を定めなければならない（158条1項）。

2) 物的担保

再生債務者自身が再生のために物的担保を提供したり、再生債務者以外の者が再生のために物的担保を提供するときは、再生計画において、担保を提供する者を明示し、かつ、担保権の内容を定めなければならない（2項）。

7 再生債権の確定手続の省略形態としての簡易再生と同意再生

民事再生において、再生債権の確定手続を省略することが認められる場合がある。再生債権の確定手続の省略とは、本来は、届出のあった再生債権の認否・異議→査定→査定異議訴訟という手続を経るべきところ、その手続をしないことである。簡易再生と同意再生の場合である。簡易再生や同意再生は、債権届出期間の経過後に再生債務者等が申し立てたときに裁判所が決定する。ただし、一般調査期間が開始してしまっただけからは簡易再生や同意再生の申立てはできない。

1) 簡易再生

裁判所は、届出のある再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の5分の3以上に当たる債権を有する再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合において、再生債務者等の申立てがあったときは、簡易再生の決定をする（211条）。

簡易再生の決定がなされると、再生債権の調査及び確定の手続はなされない（212条）。

2) 同意再生

裁判所は、すべての届出再生債権者が、書面により、再生債務者等が提出した再生計画案について同意し、かつ、再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合において、再生債務者等の申立てがあったときは、同意再生の決定をする（217条）。

同意再生の決定がなされると、再生債権の調査及び確定の手続がなされず、再生債務者等が提出した再生計画案について、再生計画認可の決定が確定したものとみなされる（219条1項）。

第12 再生計画の遂行

1 再生計画の遂行

再生計画認可決定が確定したときは、再生債務者等は、速やかに再生計画を遂行しなければならない。再生計画の遂行とは、再生計画で減免されなかった残余の債権を再生計画どおりに履行することである。誰が再生計画を遂行するのかと言えば、管財人が選任されているときは管財人であり、管財人が選任されていないときは再生債務者自身である。監督委員が選任されているときは、再生債務者は監督委員の監督を受けながら再生計画を遂行することになる（186条）。監督委員の監督は、「監督委員の同意を得なければすることができない」旨が裁判所から指定された事項（54条2項）について監督委員が同意不同意を決定すること、監督委員が再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査したり（59条）、再生計画の変更、廃止の申立てをすることにより行う。ただし、再生計画認可決定の確定から3年が経過して裁判所が再生手続終結決定をすると監督委員の任務が終了するので、以降は、再生債務者の再生計画の遂行を監督する者はいなくなる。

2 再生手続の終結

再生手続の目的達成による終了が再生手続の終結である。裁判所が再生手続終結決定をすると、監督命令及び管理命令は効力を失い、監督委員や管財人の任務は終了する。

再生手続の終結決定は、次の場合になされる（188条）。

- ①監督委員も管財人も選任されていない場合には、再生計画認可決定が確定すると直ちに裁判所は再生手続終結決定をする。
- ②監督委員が選任されている場合には、再生計画が最後まで遂行されたとき、又は、再生計画遂行の途上であっても再生計画認可決定が確定した後3年を経過したときに裁判所が再生手続終結の決定をする。
- ③管財人が選任されている場合には、再生計画が最後まで遂行されたとき、又は再生計画が遂行されることが確実であると裁判所が認めるに至ったときに、再生債務者若しくは管財人の申立てにより又は職権で、裁判所が再生手続終結の決定をする。

3 再生計画認可前の手続廃止（必要的）

再生手続開始決定により再生手続に入った再生手続は、再生手続終結決定により終了するのが原則でありそれが望ましい形であるが、そのような望ましい形ではなく手続が終了する場合が「廃止」である。再生手続が廃止されると予め予定されていたその後の手続は行われない。

1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない(191条)。

①再生計画案の提出期間前でも、決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになったとき。

②裁判所の定めた提出期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出されたすべての再生計画案が決議に付するに足りないとき。

③再生計画案が否決されたとき、又は債権者集会の続行期日が定められた場合において、再生計画案が可決されなかったとき。

2) また、債権届出期間の経過後であり再生計画認可決定の確定前において、再生手続開始の申立ての事由(21条1項)のないことが明らかになったときは、裁判所は、再生債務者、管財人又は届出再生債権者の申立てにより、再生手続廃止の決定をしなければならない(192条)。

4 再生債務者の義務違反による手続廃止(裁量的)

次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、監督委員若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生債務者を審尋した上で、再生手続廃止の決定をすることができる(193条)。

①再生債務者が30条1項の規定による裁判所の命令に違反した場合

②再生債務者が第41条1項若しくは42条1項の規定に違反し、又は54条2項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をした場合

③再生債務者が101条5項又は103条3項の規定により裁判所が定めた期限までに認否書を提出しなかった場合

5 再生計画認可後の手続廃止(必要的)

再生計画認可決定が確定した後に再生計画が遂行される見込みがないことが明らかになったときは、裁判所は、再生債務者等若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない(194条)。なお、再生計画認可の決定が確定した後にされた再生手続の廃止は、再生計画の遂行及びこの法律の規定によって生じた効力に影響を及ぼさない。

6 再生計画の変更

再生計画認可決定の後にやむを得ない事由で再生計画を変更する必要性が生じたときは、再生債務者、管財人、監督委員、届出再生債権者は、裁判所に対し、再生計画の変更を申し立てることができる。この場合には、債権者の決議に付され、裁判所が認可することにより再生計画は変更される(187条)。

7 再生計画の取消し

再生計画認可決定が確定した後でも、次の場合には、裁判所は、再生債権者の申立て

により、再生計画取消しの決定をすることができる（189条）。再生計画が取り消されると再生計画は消滅すると共に、権利変更された再生債権は原債権に復帰する。ただし、再生債権者が再生計画によって得た権利に影響を及ぼさない。

①再生計画が不正の方法により成立したことが判明したとき

ただし、この理由による取消しの申立ては、次の場合にはすることができない（2項）。

ア 再生債権者が再生計画認可決定に対する即時抗告により再生計画が不正の方法により成立したことを主張したとき、若しくはこれを知りながら主張しなかったとき、

イ 再生債権者が再生計画が不正の方法により成立したことを知った時から1月を経過したとき、又は再生計画認可決定が確定した時から2年を経過したとき

②再生債務者等が再生計画の履行を怠ったとき

ただし、この理由による取消しの申立ては、再生計画の定めによって認められた権利のうちの未履行部分の10分の1以上の再生債権を有する再生債権者に限りすることができる。

③再生債務者が裁判所の許可を要する事項を許可を得ないでしたとき（41条）

④裁判所の許可を得ないで営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡をしたとき（42条）

⑤監督委員の同意を要すべき行為を同意を得ないでしたとき（54条）

8 再生計画が履行されないときの再生債権者の対抗手段

履行されない再生計画に対し、再生計画どおりの履行を求めるには、再生計画の中で人的、物的担保が設定されているときはその担保を実行すればよいが、それがなくときは再生債権者表を債務名義（180条）とする強制執行が可能である。しかし、これは権利変更された範囲内での回収となる。

これに対し、再生計画を覆して、原債権どおりの実行を求めるには、10分の1以上の再生債権者を糾合して189条による再生計画の取消しを申し立て、裁判所の取消決定を得て原債権を回復することである。再生債権者表には再生計画による弁済計画の基礎となる債権額が記載されているから全額の強制執行が可能である。

9 破産手続開始決定や新たな再生手続開始決定がされた場合（190条）

再生計画の遂行途上で、再生計画を履行できず、又は、共益債権を支払えなくなった場合に、再生債務者が破産手続開始決定を受けることがある。この場合には、従来の再生債権は再生計画により変更・限縮された金額で破産債権となるのではなく、変更・限縮される前の原状に復した状態で破産債権となる。ただし、既に弁済を受けた額は破産債権から控除される。

移行した破産手続において、弁済率を定める方法も法定されている（4項）。この破産

手続では、先行する再生手続における再生計画による弁済を中間配当のように扱う。

次に再度の再生手続が開始されたときには、再生債権者は、再生計画により弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の全部を再生債権として再生手続に参加することができる。しかし、当該再生債権者は、他の再生債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、弁済を受けることができず、再生計画により弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

10 破産手続への移行

再生手続廃止等の場合には、職権又は申立てにより破産手続に移行する（職権による破産については250条1項）。

第13 小規模個人再生など

1 再生手続の特殊形態としての小規模個人再生と給与所得者等再生

再生手続には、個人用の民事再生として、通常の民事再生のほかに、小規模個人再生と給与所得者等再生がある。

2 小規模個人再生の手続開始の要件

個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、再生債権の総額が5000万円を超えないものは、小規模個人再生を求めることができる（221条1項）。「将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあ」ることが要件とされたのは、安定収入がなければ再生計画による債務弁済の可能性がないと判断されるからである。したがって、事業を廃業して無職になった人が個人再生を求めることはできない。

また、「再生債権の総額が5000万円を超えない」ことも必要であるが、この5000万円は、住宅ローンの債務額、別除権により満足を得ることが見込まれる債務額及び再生手続開始前の罰金等を除外して計算する。したがって、債務の総額が7000万円あってもそのうち住宅ローンが2000万円であれば、住宅ローン以外の債務は5000万円を超えないから小規模個人再生を求めることができる。

3 小規模個人再生における再生計画案

小規模個人再生における再生計画案は、再生債権の総額の2割、それが100万円以下になる時は100万円を弁済総額とし、これを3年間で分割弁済し、その余の再生債権については免除を受ける内容である（229条2項2号、231条2項3号、4号）。したがって、債務総額が1000万円であれば、その2割の200万円を3年間で分割弁済し（月額5万5000円強の弁済）、残りの800万円は免除を受ける内容の再生計画案となる。なお、弁済期は3月に1回以上到来するものでなければならない。

1) 弁済額（231条2項3号、4号）

①債権の総額が3000万円以下の場合においては、計画弁済総額が基準債権の総額

の2割それが100万円以下になる時は100万円にしなければならない。

②債権の総額が3000万円を超え5000万円以下の場合においては、計画弁済総額が債権の額の総額の1割以上でなければならない。

ただし、清算額（破産した場合の配当額）のほうが多ければそれによる。

2) 弁済期（229条2項）

①弁済期が3月に1回以上到来する分割払いの方法によること

②弁済期が分割払の方法によること

③再生計画認可決定の確定の日から3年後の日が属する月中の日に最終の弁済期が来るようにするか、特別の事情がある場合には、再生計画認可決定の確定の日から5年を超えない範囲内とすること。

4 通常の再生手続に関する規定の適用除外（238条）

小規模個人再生において適用除外される主なものをあげると次のとおりである。

①訴訟手続の中断に関する条項（40条，40条の2）

②監督委員に関する条項（第3章第1節及び第2節）

③再生債権の調査確定，債権者集会等に関する条項（第4章第3節（第113条第2項から第4項までを除く。）及び第4節）

④否認権に関する条項（第6章第2節）

5 小規模個人再生において再生計画案に同意したとみなされる手続

小規模個人再生においても、再生計画案は債権者の決議に付されるが（230条）、裁判所は、再生計画案を決議に付する決定をするときに、議決権者に対して、「再生計画案に同意しない者は裁判所の定める期間内に同項の規定により定められた方法によりその旨を回答すべき旨」を通知し（4項）、回答した議決権者が議決権者総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権者の議決権の総額の2分の1を超えないときは、再生計画案の可決があったものとみなす（6項）。すなわち、回答しない者は賛成したものとみなすことができる。

6 給与所得者等再生の手続開始の要件

給与所得者等再生は、給与所得者又は給与所得者に類する定期的な収入を得る見込みがあり変動の幅が小さいと見込まれる者（専属的下請け業者など）であり、債務の総額が5000万円以下の者に対して適用される。申立て時に、給与所得者等再生手続を求める旨を申し出る。

7 給与所得者等再生の再生計画

1) 債権総額の1割ないし2割

裁判所は、「第231条2項5号に規定する事由があるとき」には、再生計画不認可の決定をするから（241条2項）、小規模個人再生の場合の要件が給与所得者等再生に準用されている結果になる。すなわち、給与所得者等再生における再生

計画は、債権総額が3000万円を超え5000万円以下の場合においては、計画弁済総額が債権総額の10分の1以上である必要があり、債権総額が3000万円以下の場合においては、計画弁済総額が債権総額の5分の1又は100万円のいずれか多い額でなければならないことになる。

2) 可処分所得の2年分以上

また、計画弁済総額が、再生債務者の年間所得額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な1年分の費用の額を控除した額に2を乗じた額以上でなければ再生計画は認可されないから、可処分所得の2年分という要件も充足する必要がある(241条2項7号)。

8 給与所得者等再生では再生計画案は決議されずいきなり認可される。

小規模個人再生においては再生計画案の決議の手続があるが、給与所得者等再生においては決議の手続はなく、再生計画案は決議されない。再生債権者の意見聴取手続があるだけである(240条)。裁判所は再生債権者の意見を聴いて、それを参考として再生計画案の認可不認可を決定する。

9 再生計画の延長

小規模個人再生・給与所得者等再生においては、再生計画認可の決定があった後やむを得ない事情が生じて再生計画を遂行することが著しく困難となったときは、再生債務者の申立てにより、再生計画で定められた債務の返済期限を2年以内の範囲で延長することができる(234条1項)。ただし、再生債務者の申立てにより無条件で延長されるのではなく、再生計画案の提出があった場合の手続に関する規定が準用されている(2項)。

10 計画遂行が極めて困難となった場合の免責(ハードシップ免責)

小規模個人再生・給与所得者等再生において、再生債務者がその責めに帰することができない事由により再生計画を遂行することが極めて困難となり、かつ、次のいずれにも該当する場合において、再生債務者の申立てがあったときは、裁判所は、届出再生債権者の意見を聴いて、免責の決定をすることができる(235条)。「ここまでがんばったのだから、あとは勘弁してやろう。」という制度である。これをハードシップ免責という。ハードシップ免責が認められると、再生計画で弁済を約束した債務の残額が免除されるが、住宅資金特別条項を定めた住宅ローンは免責されない。

①4分の3以上の弁済を終えていること。

②免責の決定をすることが再生債権者の一般の利益に反するものでないこと。

③再生計画の変更をすることが極めて困難であること。

第14 住宅資金貸付債権の特則

1 住宅資金貸付債権の特則

マイホームを失わずに債務整理できるように考えられたのが、住宅資金特別条項である。これは通常再生、小規模個人再生、給与所得者等再生を通じて適用される。「住宅資金貸付債権」とは、住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る分割払の定めのある再生債権であって、次の抵当権が住宅に設定されているものをいう（96条）。

①当該貸付債権を担保する抵当権

②保証を業とする保証会社が住宅ローン債務の保証人となり将来代位弁済した場合に主たる債務者に対して取得する求償権^{*1}を担保する抵当権

「住宅資金特別条項」とは、再生債権者の有する住宅資金貸付債権の全部又は一部を、199条1項から4項までに規定するところにより変更する再生計画の条項をいう。

2 住宅資金特別条項を定めることができる場合（198条）

住宅資金貸付債権については、再生計画において、住宅資金特別条項を定めることができる。ただし、次の場合は住宅資金特別条項を定めることができない。

①民法第500条の規定により住宅資金貸付債権を有する者に代位した再生債権者が当該代位により有するもの、すなわち保証会社以外の保証人が代位により取得した債権

②住宅の上に住宅資金の抵当権以外の担保権が存するとき

3 住宅資金特別条項の内容（199条1項）

住宅資金特別条項においては、次の各号に掲げる債権について、それぞれ当該各号に定める内容を定める。

①再生計画認可決定の確定までの延滞分の清算

再生計画認可決定の確定時までに弁済期が到来する住宅資金貸付債権の元本、利息・損害金については、その全額を、再生計画（住宅資金特別条項を除く。）で定める弁済期間（当該期間が5年を超える場合にあっては、再生計画認可の決定の確定から5年）内に支払う。

②再生計画認可決定の確定後の弁済

再生計画認可決定の確定後に弁済期が到来する住宅資金貸付債権の元本、利息・損害金は、住宅資金貸付契約における債務の不履行がない場合についての弁済の時期及び額に関する約定に従って支払う。

4 抵当権の実行手続の中止命令等（197条）

*1 住宅ローンを融資する多くの金融機関は、関係する保証会社に住宅ローンを保証させ、その保証会社が求償権を担保するために借主から抵当権の設定を受けている。

裁判所は、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めるときは、再生債務者の申立てにより、相当の期間を定めて、住宅又は再生債務者が有する住宅の敷地に設定されている抵当権の実行手続の中止を命ずることができる。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画案の決議（201条）

住宅資金特別条項を定めた再生計画案の決議においては、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者及び保証会社は、住宅資金貸付債権又は住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権については、議決権を有しない。ただし、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出されたときは、裁判所は、当該住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることとされている者の意見を聴かなければならない。

6 代位弁済の巻き戻し（204条1項本文）

住宅資金特別条項を定めた再生計画認可決定が確定した場合において、認可決定確定時まで、保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を既に履行していたときは、代位弁済はされなかったものとみなされる。保証会社の求償権は消滅し、貸付債権者の住宅資金貸付債権が復活する。なお、認可決定確定時点までに主たる債務者が求償債務の一部を保証会社に弁済していたときは、保証会社は、受領した金額を住宅資金貸付債権を再び有することとなった者に対して交付しなければならない（2項）。

7 保証会社の全部の代位弁済後も6か月内は申立て可能（198条2項）

保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務の全部を履行した日すなわち全部の代位弁済の日から6月を経過する日までの間に再生手続開始の申立てがされたときは、第204条1項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利について、住宅資金特別条項を定めることができる。しかし、全部の代位弁済から6月を経過した後、再生手続開始の申立てをした場合には、既に手遅れであり、住宅資金特別条項を定めることはできない。

第15 会社更生手続の概要

1 会社更生手続とは

会社更生法第1条は法律の目的として次のように規定している。

「この法律は、窮境にあるが再建の見込みのある株式会社について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的とする。」

すなわち、会社更生は、株式会社に限って行われ、一般的には、大規模な株式会社の大型倒産の際の再建手続であると言える。また、民事再生と同様に、企業の事業を継続しつつ、再建を図る再建型の法的手続である。

2 会社更生手続のメリット

会社更生手続には次のようなメリットがあると言われている。

- ①会社更生手続の開始決定があったときは、破産、民事再生等の他の倒産手続は中止されるので（24条）、更生手続はあらゆる倒産手続に優先することになる。
- ②会社法の特則がある。会社更生が認可されると、会社法の特則が適用され、合併、増資、減資、定款変更、取締役変更等が簡易に行えるようになる。
- ③債権届出のない債権は失権する。会社更生手続では、債権届出期間満了までに届出のなかった債権はすべて失権してしまう。
- ④租税債権を含めたすべての債権が更生手続に従う。担保権も租税債権も会社更生手続に従う。担保権も別除権にはならず、更生担保権として、更生計画において弁済計画が立てられる。民事再生において、担保権は別除権になり、租税債権が一般優先債権になるのと異なる。

3 会社更生手続のデメリット

会社更生手続では、一般に以下のことがデメリットであると言われている。

- ①会社更生手続をとると、会社経営、会社財産の管理処分権は管財人に移るので、経営者の経営権がなくなり、逆に、経営者の責任が問われることがある（99条以下）。民事再生では、再生手続が開始されても、再生債務者の財産管理処分権や業務遂行権は再生債務者自身が維持するのと異なる（例外は「管財人型民事再生」）。
- ②手続が大規模になり、終了までに長期間を要する。
- ③裁判所に納める予納金が他の倒産手続に比べて高い。上場企業の場合、予納金が一般的には3000万円～5000万円であると言われている。

4 会社更生手続の流れ

1) 申立前の段階

予納金の準備が重要であり、上場企業で3000万円～5000万円、非上場企業で2000万円～3500万円が目安になる。申立前の段階で裁判官との打ち合わせにより予納金額が決定され、申立てと同時に予納される。

2) 申立てから開始決定まで

ア 申立原因（17条）

- ①事業の遂行に著しい支障を来さずに弁済期にある債務を弁済できないとき。
- ②会社に破産原因の生じるおそれがあるとき。

イ 保全処分（24条以下）

申立てから更生手続開始決定までには、相当な期間を必要とするので、とりあえず、会社の財産を申立書記載の財産状態に凍結するため、申立てと同時に保全処分の申立てをするのが通常である。

ウ 保全管理人の選任（30条）

会社更生手続の申立てがなされると、裁判所は保全管理人を選任する。これによって、会社財産の管理処分権はすべて保全管理人に専属する。保全管理人は、業務

執行・財産管理にあたるとともに、会社の再建の見込みについて調査し、調査結果を裁判所に報告する。裁判所は、この調査結果を検討して更生手続を開始するかどうかを決定する。

3) 会社更生手続開始決定（41条）

裁判所が更生手続開始決定をすると同時に更生管財人（法律管財人と事業管財人が選任されることがある）が選任されると共に（67条）、債権届出期間、債権調査期日、更生計画提出期限等が定められる。

4) 第1回関係人集会（114条）

更生手続開始決定後1か月半から2か月後に第1回関係人集会が開かれる。

ちなみに、債権者集会とは呼ばず、関係人集会と呼ぶのは、債権者のほかに株主等も参加するからである。

5) 債権届出と債権調査

裁判所から指定された債権届出期間内に債権者が債権を届け出ると、更生管財人は、債権調査を行う。

6) 更生計画案の作成（167条）

更生管財人は、会社財産の評価、債権内容の調査、事業計画の検討を行いながら、更生計画案を作成して裁判所に届け出る。この更生計画案の中で、利害関係人の権利の処理と会社事業の維持、再建の条件等が定められる。

更生計画案の提出期限は、開始決定から1年後に設定されることが一般的であるが、6か月毎の延長もあり得る。

7) 第2回・第3回関係人集会

更生計画案が裁判所へ提出されると、第2回、第3回関係人集会が開催される。通常、この2回の関係人集会は同日に開催される。この関係人集会において、更生管財人は、関係人に対し、弁済計画の内容と会社の経営状態について説明する。それに引き続き、更生計画に賛成するかどうかの採決のための関係人集会（第3回）が開かれる。

更生計画可決の要件は以下のとおりである（議決権は債権額に対応）。

①更生債権者の組：更生債権者の議決権の総額の1/2以上の同意

②更生担保権者の組：更生担保権の期限の猶予の場合は、更生担保権の議決権の総額の2/3以上の同意、更生担保権の免除の場合は、更生担保権の議決権の3/4以上の同意、清算を内容とする計画案の場合は更生担保権者9/10の同意

③株主の議決権の総数の過半数の同意

更生計画が可決されると、通常、裁判所は即日認可決定をする。裁判所が更生計画を認可し、認可決定が確定すると、更生計画は効力を生じ、更生計画に従って債務が

減免され、残額の分割弁済が行われる（更生計画の遂行）。なお、租税債権は、会社更生手続においては、原則的には、一般の更生債権と同様に扱われる。

更生計画が可決されなかったときは、更生手続は廃止され、破産手続に移行する。

8) 更生計画の遂行

更生計画は更生管財人が自己の責任において遂行する。

9) 更生手続の終了

更生計画に基づく弁済が終了するか、70%ないし80%の弁済完了するなどして全部の弁済が終了することが确实と裁判所が認めたときは、裁判所は更生手続の終結決定をし、更生手続は終了する。

5 共益債権と開始後債権

更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権等は共益債権になるのは(127条)民事再生の場合と同じである。共益債権は、更生計画の定めるところによらないで随時弁済される(132条)。更生手続開始後の給料及び開始前6月間の使用人の給料の請求権も共益債権とされている(130条1項)。

また、更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権は、共益債権又は更生債権等であるもの以外は開始後債権になり、開始後債権は、更生計画で定められた弁済期間が満了する時までは弁済が禁じられる(134条)。

6 まとめ

一般的な更生計画における更生債権の弁済率は、約10%未満と言われている。中には、弁済率が1%程度にしかない場合もある。

また、更生手続開始決定から更生計画認可決定までの平均期間は約2年強であり、裁判所が更生計画を認可してから手続が終了するまでの平均期間はおよそ10年程度である。従って、一般的に開始決定から終結に至るまでの期間は約12年程度かかることが多い。